



漆椀



食籠(料理を入れるはこ)



「擘子」

(「けいし」と読む。美術品や鑑賞陶器を置く台。まな板皿や折敷としても使えます。)



お椀などの木地を作るときに使うロクロ



二段重(原木の形をそのまま生かした重箱)

第17回

漆の中の木の香り、木曾の木地師に由来する。 おおくらたつお 大蔵達雄さん

東海道新幹線をよく利用する人ならば、静岡県熱海駅と三島駅の間は距離が短いという実感を持っておられることと思います。実際、在来の東海道線でも、熱海と三島の間には駅はひとつしかありません。そしてその駅の名前がかんなん函南ということを知る人は少ないようです。

場所的に言えば伊豆半島のつけ根に当たります。丹那トンネルのあるところと聞いて初めて、その場所を了解される人もおられるでしょうか。昔は丹が採取されたのだそうです。

漆器作家 大蔵達雄さんの工房はその函南町の山の中にあります。地名を軽井沢赤坂というので住所はすぐ覚えやすいのです。しかし、そもそもが熱海と三島間の漠然とした地域の中を、さらに函南駅から工房まで山道をくねくねと車で走っていく内に、未知の異空間に迷い込んでいくような、不思議な感覚を私は味わいました。そんなことを感じながら着いたところが大蔵さんの工房でありました。

大蔵さんは長野県木曾の出身です。木曾といえば木曾塗という漆器の産地としても知られていますが、主に漆のお椀の木地を挽く職人さんの家庭に生まれました。成人して東京の塗師屋さんで漆塗りの仕事を覚え、独立して伊豆半島の修善寺に仕事場を持って、漆器作家としての活動を始めました。

漆器作家としてデビューしたのは1980年代です。この時期は、大蔵さんのように戦後生まれの工芸家が30代に入り、工芸の世界に新しい風を巻き起こしていった時代でした。大蔵さんも漆器の世界でのニューウェイブの一翼を担った人です。

漆器といえば、制作ぶりに寸分の狂いやひずみを許さないような緻密な職人仕事というイメージがある中で、木のゆがみや荒々しい削り跡をそのまま残したり、漆を塗る刷毛のタッチを生かしたりした、野趣味たっぷりの作風が、漆器の新たな世界を切り開いていったのです。さまざまな制約に拘束されることなく親しみやすい普段使いの漆器として、大いに人気を集め、若い漆器職人が大蔵さんに続いていきました。

大蔵さんの仕事は木地を作るところから始まっているというところが、他の漆器作家と大いに異なる点です。ですから、木地を漆の膜で覆ってしまうというのではなく、木の表情を見せる、あるいは木の地声を聞かせることへのこだわりが、彼の作風を作ってきたように見えます。「けいし掣子」と題された写真の四角い木の板は、人が使い古してきた木の板の表情を、朱漆を塗ってより効果的に見せようとしています。

自分がどこから来たかを探り出そうとするかのような気配を感じさせる制作です。

伊豆半島のつけ根あたりの、昔は丹が採れた山中にて

(制作/かたち21)

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 627  
2009 April



表紙写真  
「春風駘蕩」

第23回写真コンクール銅賞  
高橋 幹雄 ●大阪会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 **ADR認定土地家屋調査士のための代理人養成研修**  
～ ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会の実施～
- 14 京都地籍シンポジウム2009  
**境界を紡いでつくる地図・地籍**
- 18 **地籍シンポジウム in 滋賀2009に参加して**
- 22 衛星測位に関するパネル討論会
- 24 CSIS 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」  
第5回公開シンポジウム  
「カーナビから広がる世界～道路分野に見るデータ流通の潮流」
- 28 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009 Part8  
**「地理空間情報と地図整備」**
- 31 世界遺産候補地  
三徳山ー信仰の山と文化的景観ー
- 34 表示登記の申請はオンラインで〔第1回〕  
**ー土地家屋調査士のためのオンライン申請ー**
- 40 広報最前線／沖縄会
- 42 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について(案)
- 44 会長レポート
- 47 お知らせ  
**「登記基準点」の商標登録について**
- 48 ネットワーク50  
愛媛会
- 50 LOOK NOW  
「平成20年度第2回全国ブロック協議会会長会同」開催
- 50 **速報 「地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の  
設立に向けて～」を開催!!**
- 51 ちょうさし俳壇
- 52 予告  
地理空間情報フォーラム 2009
- 53 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 54 会務日誌
- 56 ブロック新人研修修了者  
近畿ブロック・九州ブロック
- 57 土地家屋調査士の本棚  
世界と日本の災害復興ガイド
- 58 会員の広場を利活用ください
- 60 なるほど ナットク 国民年金基金4  
国民年金基金は4月から加入しやすくなりました!
- 62 土地境界基本実務V  
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 64 お知らせ  
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の  
団体指定について
- 64 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

# ADR認定土地家屋調査士のための 代理人養成研修

～ ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会の実施～

日調連副会長、研究所長 大星正嗣

## はじめに

司法制度改革のもと、民事に関する紛争を裁判外で解決するという、いわゆるADR法が施行され、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)は、平成20年度第4回特別研修の実施により、総計3800人近くの土地家屋調査士が代理権を付与された民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士(以下「ADR認定調査士」という。)として輩出されることとなる。

全国の境界問題相談センター(以下「ADRセンター」という。)も平成21年3月末日現在で36会に設置され、そのほとんどが法務大臣指定を受け、ADR認定調査士による代理業務ができる環境が整ってきている。しかし、個々のADR認定調査士にあっては、必ずしも全員がADR代理の実務が理解されているとは限らない。そこで連合会では、ADR代理人養成プログラムを作成し、平成21年2月21日、22日の二日間にわたり代理人養成研修を行った。

## 「土地境界紛争はADR機関で解決するか」

今回は、主に関東ブロック管内のADR認定調査士を対象に試行的に研修を実施したものである。我々の業務は長年、中立、公正を前面に出して実施してきたが、今度は更に依頼人の要望に応えるために何が必要なのかが問われることになる。今回は日調連ADRセンターの西田副委員長から、「土地境界紛争はADR機関で解決するか」と題して日常業務



西田日調連ADRセンター副委員長

と紛争性のある業務との境界線はどこなのか、その判断とタイミングをどうとらえるか、また、土地境界争いはなぜ起こるのか、その背景と解決の糸口など、弁



護士がADR手続きで求めているものをからめて説明があった。この中で特に依頼人とのコミュニケーションの大切さ、依頼人の意図するところを充分理解した上で、相手方との交渉にのぞむ心構えなどが語られた。また、ADR代理は弁護士との共同受任であるが、法律の専門家と境界の専門家が役割分担を明確にし、調査士は紛争の原因を公図・地積測量図・その他諸々の資料に基づいて、その時代背景、位置関係、作成目的等を検証し、幅広い視野で分析できる能力を発揮し、これに弁護士から法律的判断を仰ぎ、互いに協調関係を保ち、常に情報交換しながら依頼者のニーズに応えなければならない。

最後に、筆界特定とADR機関との連携について現状報告を行い結びとした。

## 「紛争解決へ向けての代理人の役割」

次のグループ研修では、「紛争解決へ向けての代理人の役割」と題して事例問題を提示し、それぞれ10班に分かれたグループ内で活発な意見交換があり、熱心な討議が夜遅くまで続けられた。

## 「リーガルカウンセリングの基礎」

二日目に入り、法政大学法科大学院教授で弁護士の中村芳彦先生から、「リーガルカウンセリングの基礎」と題して講演があり、ADR代理における土地家屋調査士の役割では、まず紛争をどうとらえるか、





法政大学法科大学院 中村芳彦教授

その境界紛争の特性を充分把握する必要がある。境界特定や所有権の範囲の確定といった事実探求的、客観的側面とその背景にある感情的な対立や、心理状態と

いった主観的な側面の両者を視野に入れた対応が求められること、依頼者の要望を充分聴くことを中心とした新しい相談モデル、また依頼者に信頼関係の形成を実感させることの大切さを強調された。また、質問技法として開かれた質問と閉ざされた質問について、「電子レンジ事故の相談例」のロールプレイで全く異なった展開になることがよく理解できたし、驚きでもあった。

最後に、ADR認定土地家屋調査士に求められるもの、そしてその期待として日常の中でリーガルカウンセリングあるいはADR代理人としての意識で行動することから始め、実際のADRへの自立へと自らも繋げていくことで業務の質と量の向上につながり、その社会的責任を果たしうるのはではないかと結び、講演は終了した。

### 「土地家屋調査士の倫理について」

休憩をはさんで第二部では、水戸地方裁判所長の加藤新太郎先生による「土地家屋調査士の倫理につ



水戸地方裁判所長 加藤新太郎氏

いて」と題して講演があった。土地家屋調査士は筆界特定手続、土地境界ADRにおける代理権を得たことで、より高い職業倫理が求められていることを説明し

た上で、倫理定義に触れ、倫理とは人倫の道、実徳の規範となる原理、道徳とあり、土地家屋調査士の職業倫理との重なりとズレがあることを土地家屋調査士の守秘義務を例にわかりやすく語り、リーガルプロフェッショナルとしてその心構えを説いた。また、依頼者との関係で倫理が要請される実質的な理由として、十分な説明責任を果たすこと、社会的公正さについて理解を得ることが大切であると話された。また、これまでの業務と筆界特定手続、土地境界ADRにおける代理業務には差異があり、業務として行ってはならない事件があることについても詳細な説明があった。

結びに、職業倫理としての土地家屋調査士倫理は、社会に対する公共的役割をもっており、自覚と実践の重要性を充分認識して行動することが大切であるとのことであった。

最後に、グループ研修の成果発表があり、中村芳彦先生の総評を得て代理人養成研修のすべてが終了した。

(以下、受講者からのレポートとグループ研修各班のレポート(一部中略)を感想文形式でいただいておりますのでここに紹介します。)

## 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」に参加して

「change yes, we can」

千葉県土地家屋調査士会 高橋一修

海の向こうで、バラク・オバマ新・米大統領が「change yes, we can」を唱え選挙戦に勝利したことは記憶に新しい。

この「変化」が求められているのは、何も海の向こうのことだけではない。我々の業界内でも、実は「変化」を求められているのを感じます。平成21年2月

21日・22日と「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」が日調連で開催され、受講しました。

この「ADR」こそ、我々のスタイルを変えていかなければ対応できない分野なのだと思います。日調連では、この「ADR制度」に早期に着目し、研究を重ねるとともに、境界を扱い、見つめ続けてきた我々の日常業務からの声を法務省・国会に届け続けたことにより、我々に隣接法律専門職として位置付けと、その能力の活用が、司法制度改革で取り上げられる事となったと認識しております。

我々は、ADR法施行前よりの準備が功を奏し、現在全国36の土地家屋調査士会で「境界問題相談センター」を立ち上げ、紛争解決に取り組んでいる。我々の扱う案件が「境界が不明なことに起因する民事に関する紛争」として限られていることもあるが、全国36のセンターという規模は、ADR分野では日本一であると思われる。

しかし、これはインフラ整備が整っただけであって、土地家屋調査士法の第3条に加わった新たな業務を行っていることにはならない。我々に求められる新たな業務は、紛争解決のための代理である。これまで弁護士に限られてきた紛争に関与する資格である。そのため多くの仲間が、その能力担保と称する特別研修と考査を受け、認定資格を取得している。

本来ならば、土地家屋調査士法が改正された段階で、認定資格を取得した認定調査士は、自らが新たな業務として工夫・研究し、仕事につなげて行かなければならないとは思いますが、私も千葉会においてセンター立ち上げ準備の段階から係わってきており、今思えばセンターというインフラ整備にばかり気を取られ、センターに持ち込まれた紛争解決が、新たな業務であると思い込んでいた感がありました。実際に立ち上げられている36センターの多くでは、持ち込まれた紛争解決のため、相談・調停員の養成等、それに類する研究・研修はかなりの時間を費やしてきたと思われます。当然に寄せられた紛争に対応できないセンターでは、話にもならず、利用者の信頼・信用を勝ち取り、存続させることはできませんので、今まで行ってきたことを誇りにはしても、否定をするわけではありません。「ADRセンター」としての能力を高め、より信頼されるセンターを目指すためには、これまで以上に骨を折らねばならないこともあると思いますが、これはあくまでも

センター側からの見方であり、土地家屋調査士個人として、認定資格を活用しているわけではありません。今回の「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」において多くの参加者からは、「うちのセンターでは…」との言葉がかなり聞かれました。

これは参加者の多くがセンターの設置に思いを入れ、汗を流された方々だったこともあったからだと思います。

しかし、今回の研修会ではセンターとしての見方よりも、代理人として、依頼人の要望でセンターを利用する側からの見方が要求されておりました。

研修会には、前もって目を通すように送られた課題を前に戸惑いを覚えた参加者(私も含む。)は本当に多かったようです。今までセンターを通じて紛争を見てきた者にとっては、全く逆の見方をし、如何に依頼人と相談し、要望に応えながら、相手方との交渉、そしてセンターでの調停に臨むのかが問われており、正直、課題の粗探ししかできない状況であった。恥ずかしいことではあるが、自分はADRについては、かなり精通しているものと思い込んでいた感がありました。しかし、見方を変え、代理人としてセンターを利用し、依頼人の紛争を理解し、満足のいく解決を目指すには…。今まで考えもしなかったことに、如何ともしがたい大きな穴の存在を感じてしまったのが本音であります。

研修会冒頭に、我々土地家屋調査士会では、全国36会でセンターを立ち上げ、「ADR」に取り組んではいるが、土地家屋調査士制度に新たに付与されたADR代理人としての資格活用がなされていない現状と新制度は発足後5年で見直し期が来ることも報告された。

確かにセンターに身を置く者にとって、調査士代理人の登場を期待する気持ちがある。これには土地家屋調査士自身が、もう少しADRを身近に感じる必要があると考え、私ども「境界問題相談センターちば」では、調査士法第3条1項8号のADR相談業務を、各ADR認定土地家屋調査士事務所で取り組んで欲しいと、この日調連の支援研修の1週間前になるが、「ADR事前相談説明会」を認定調査士向けに開催した。まずは、相談業務に取り組むことで、調停申し立てのための資料収集なり、なんなり仕事に繋げることがADRを身近に感じ、そして相談の過程で依頼人から、代理人になって欲しいと

の声が掛かることで資格活用の道が開けるものと思えたからであった。弁護士との共同受任も、センター運営を通じて弁護士会とは強固な繋がりも持てたことだし、代理人を務めたい方には、センターを通じて弁護士会から紹介していただける手筈は整えてあり、準備万端の思いがあった。

しかし、今回の研修を受講して、事はそんなに簡単では無いと感じた次第である。例えば相談である。これは単なる相談ではない。認定資格調査士として、ADRにおける相談業務は、リーガルカウンセリングになる。我々土地家屋調査士は、これまで公正な立場で「筆界」を扱い、専門家として意見を述べる相談には、通常業務で慣れてはいるが、この場合の相談は、相談者が何を望んでいるのか、相談者自身も紛争を根本から捉えられない場合もありうることであった。確かに紛争渦中において、正確に紛争の根本を理解されている当事者は少ないと、センターに従事するようになり感じてはいたことである。また、紛争当事者にとって、それぞれに紛争の捉え方は違っていたりする場合も多々ある。1つの紛争ではあるが、当事者それぞれに違った物語が存在しており、相談者が最初から総てを晒して相談に来る訳でもない、依頼人に語らせることから始まり、「開かれた質問」・「閉ざされた質問」等の技法を駆使しながら、依頼人の要望を把握し、問題の整理・紛争解決への道筋を立てることがADR代理人の相談業務には要求される。

「弁護士との共同受任で代理人となる。」

私を含め多くのADR認定土地家屋調査士は、これを「弁護士との共同受任という制約がつきますが、紛争解決に当たっての代理人になれる。」と表現します。何が違うのか「制約」という文字が付くか否かです。ADR代理権の活用が進まない原因の一つとして、この制約が付いているからだとの声も多く聞きます。

本当にそうなのだろうか？共同受任を制約として捉えるか、どうかですよね。多くのセンターでは、「法律の専門家」と「境界の専門家」が協働で紛争解決に当たります。とのキャッチコピーを掲げています。これはセンターにおいて、弁護士と土地家屋調査士の協調関係を表現しており、分業を明言している訳ではありません。この多くのセンターで用いられるキャッチコピーにも、代理人になる場合の誤解が含

まれているような気がします。

センターを利用して紛争解決する代理人として、我々に付与されている代理権は、紛争解決の場で弁護士との分業代理ではありません。つまり法律判断は弁護士代理人が、現地での境界判断は土地家屋調査士代理人が、との分業しての代理権を与えられた訳ではありません。法人登記の共同代表か、各自代表か、という例えになぞれば、各自代表になります。つまり我々のADR代理権は、依頼人から寄せられた紛争に弁護士と手を組んで、解決を図れるように、思う存分に力を発揮せよとのことだと思えます。

センター運営に関与するようになって、多くの弁護士と1つの紛争について、多角的視点を通じて問題を捉えての話をする機会が持てました。同じ現場にいて、弁護士と調査士の見方の違いに驚かされています。我々土地家屋調査士は、現場に入ると下ばかり見ている傾向がどうしてもあります。なぜならば多くの場合、境界標は地面にあたり、地中に隠れていたりしています。土地家屋調査士が地中の隠れた排水管の存在を指摘することに、弁護士は「よく判りましたね」といって驚くが、その反面、弁護士の現場での視野の広さ、例えば当事者との話の合間や、何気ない態度の中で、枝等の越境物を見逃さない視線に、調査士は驚き、それぞれが補完しながら紛争を捉えられる。いろいろな視点からの考察が可能になるからこそセンターの良さが発揮できているのが、我々の紛争解決機関であるセンターです。

それを代理人となる場合には「共同代理」を制約として捉えている。何故なのだろう？

弱点を補完し合える強みを売り文句に何故できないのか？この現状からでは代理権を行使して紛争解決に力を発揮する調査士が登場することはあり得ないだろう。1つの紛争に、異なる視点を持つ2組の目、そして異なる理論構成をする2つの頭、お互いに補完しあえると考えられれば、今の我々にとっては、この上ないパートナーになる筈である。

さて、共同代理をする上の問題点もいくつか、今回の研修では炙り出された気がする。一つは報酬形態の相違が挙げられる。例えば、ADRの入り口に当たる相談業務である。我々の通常業務でいえば登記の相談或いは測量の相談のみでは、相談に対しての報酬を頂く方を多くは知らない。しかし、弁護士の場合、相談は相談でしっかりと相談料を頂いてい



るようだ。我々の場合の報酬は、技術提供についての報酬であり、弁護士のように知識提供もローサービスの一環であるとの概念に至っていないようである。そこにはまだ仕事に繋がるかどうか判らない段階であるとの認識がある。つまり我々が通常業務で受ける相談では、自身の身を蚊帳の外に置くスタンスを取っていられる。しかし、ADRにおける相談業務は、紛争関与への入り口に当たる。前述したリーガルコンサルティングにおいて、あらゆる技法を駆使し、相談者の満足を得られれば、例え相談のみで終了しても、それに対する報酬は、正当な対価となり得るのである。但し、我々は、スタンスの位置を確認しなければならない。スタンスがあくまでも蚊帳の外であり、相談者が語る紛争が対岸の岸にあるならば、相談者にとって満足を与えることはできず、報酬を受けることは詐欺に等しいことになる。己の立ち位置を、何時の時点で相談者に寄り添わせるのか？我々は勉強しなければならない。それにはとにかく場数を積み重ねることで体験的に身につけていくのがベストだと思われるが、経験値が上がるのを待っていては話にならない。この場合は学習により擬似的な体験が考えられる。センター設立の際に、調停人養成等で用いられたロールプレイ等も用いながらコンサルティング技法の習得を目指したい。

少しばかり報酬形態から逸れてしまったが、我々にとって、成功報酬という概念はあまり聞かない。隣接地主の立会い協力が得られず、分筆等の仕事が完了できなくて、報酬を請求しづらい、などという例はあるかも知れないが、これは請求しづらいのであって、成功報酬とは異なる。また、建物ができ上がって登記が完了したら支払いますよ。これもこの場合の成功報酬とは意味合いが違う。

弁護士の場合の料金体系は、着手金と成功報酬である。従って、着手金を貰い、仕事に取りかかっても、依頼人の満足を得られなければ、つまりADRにおいて調停合意に至らなければ、成功報酬は貰えないとのことである。共同受任して代理人になっても、依頼人にとり報酬体系の相違は受け入れがたいと思われる。仮に依頼内容に測量等、調査士独自で行う業務があるとすれば、共同受任の代理権の範囲とは別個に依頼を受けるべきであり、あくまでも共同受任の代理権の範囲において、協働する弁護士の報酬体系との摺り合わせも必要になる。そし

て我々の業務に、成功した場合には報酬を受けられ、失敗した場合は報酬を受けられない仕事もあるという意識を持たなければならないと感じます。

研修会冒頭に受けた報告にて触れられていたが、新制度は発足後5年で見直し期が来るということは、我々に新たに付与されたADR代理権が実際に行使されないことは、そもそも土地家屋調査士には、こうした紛争に関与する代理権は必要無いのでは？更にはその能力も疑われることになりかねないのだろうか？だとするならば、日調連ばかりでなく、我々もこの制度の定着ばかりでなく、発展につなげてゆくためには、ADR代理人として、紛争解決に活躍する土地家屋調査士を誕生させなければならない。それは我々の業務の裾野を広げるばかりか、我々の能力を世間に知らしめることに繋がり、制度としての広報になり、受験者激減の我々の世界に、新風を呼び込み、制度としての発展に繋がるものと信じます。

「ADRは仕事になるのか？」やはり、よく聞きます。ADRとほぼ同時期にスタートしている筆界特定制度は、それまで年間約1,000件の境界確定訴訟が、年間500件未満に減っているとのこと、一方では筆界特定申請件数は、年間約2,500件となっている。単純に比べることではないが、訴訟により解決が図られた事件が、筆界特定制度に転換されているのは事実である。さらに裁判となると、もう一歩引かれていた事件も、より簡易に利用できるということで潜在化していた事件も浮かび上がってきたと思われます。

我々は、境界紛争は潜在化し、存在していることを知っていました。更に筆界特定だけでは解決にならない案件が多いことにも気が付いております。こう考えれば需要はある筈です。ADRは仕事になります。否、仕事にしなければならないと考えます。

我々と同様に登記申請を生業にしていた司法書士は、簡裁代理権の取得、成年後見制度への組織を挙げた取り組みで、確実にスタイルが変わりつつある。これらは受験者数に敏感に反応している。

今、我々は変わるチャンスを手に入れました。それができる能力は既に備わっていました。これは今ならです。今なら望めば変われます。

今変わることは、制度としての進化にも繋がります。こうしたチャンスを見逃してはならないと感じました。

「change yes, we can」



## 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」に参加して

### ～各班からの感想～

#### 東京土地家屋調査士会 登内信吾(A班)

本年2月21日と22日の両日にわたり行われました日調連主催の研修会について、お話をさせていただきます。

この研修会は、過去3回おこなわれた特別研修において認定土地家屋調査士となられた方々を対象に募集がされました。募集総数は80名で、内訳は関東ブロック協議会で66名、他のブロック協議会で14名でした。

以下、各講義ごとに短く感想等を述べさせていただきます。なお、研修会の中身は非常に盛りだくさんで、宣伝するつもりではありませんが、受講料分の価値は十分にあったと思います。

#### <1日目>

##### ・西田日調連ADRセンター副委員長の講義

ほかでも、西田先生の講義はお聞きしていましたがユーモアを交えたわかりやすい講義でした。「境界問題相談センターおおさか」での実情のお話も勉強になりました。

##### ・グループ研修

私の班は東京会5名、山梨会3名の計8名の構成でした。ほかの班も混成チームでしたので、他会の方々の考えも伺えて、良い勉強になったかと思えます。

1日目の夕方に懇親会がありました。ほかの調査士会のADRセンターについての実情等について話を聞くことができ、大変参考になりました。同じグループの山梨会さんはこれからADRセンターを立ち上げるとのことでした。ただ、運営にあたり費用負担の問題や実際に案件があるのかどうか疑問であるというお話を聞くことができました。

#### <2日目>

##### ・法政大学法科大学院教授・弁護士 中村先生の講義

ADR申立人との相談及び事件の受任についての講義では、面談の際に申立人の話を傾聴し、より多くのことを話してもらうようにするというお話がありました。これは普段の業務でも行っていたつもりでしたが、こちらの言い方ひとつで相手の感情や話す内容が変わってしまうことをあらためて感じ、大変勉強になりました。

##### ・水戸地方裁判所 加藤所長の講義

調査士の倫理について講義がありましたが、人によって倫理観も異なり、私としては結論を出すのが難しいと感じました。これからも常に考えていかなければいけないテーマだと思えます。

##### ・グループ研修の成果発表

前日各班で討論した成果をレポートにして提出し、それを班毎に全員の前で発表しました。他の班の様々な発表を聞き、広い観点からADRの業務にあたる必要だと思いました。改めて私の見識の狭さを感じた次第です。

最後になりましたが、今回の研修会で感じた事は、普段あまり自己研鑽していなかった私にとっては研修会の内容全てがまさに“目からうろこ…”の思いでした。調査士業務の延長としてのADRの業務に臨むことに加え、今までの調査士の概念とは別の観点から紛争に向い合い、ADR申立人の満足する解決へと導く必要があると感じました。

更に最後に蛇足ですが、いままでADRの代理人になったことはありませんし、これからもひょっとしたらないかもしれません。よって認定調査士の肩書は無用かもしれませんが、土地境界の専門家の肥やしとして活用できればと思います。

#### 神奈川県土地家屋調査士会 猪口 巖(B班)

##### 1. 研修会に出席して

##### (1) 講義について(以下の2点について強く印象が残った)

- ・境界の紛争は、境界自体に問題があるというよりも隣接者同士の精神的な紛争であるということに特徴がある。境界だけの問題ならば、ほとんどの場合、ADRなどを通さなくても調査士だけで解決することができるからである。従って、ADRの場合は境界紛争というよりも民事調停の色彩が強いので、その方面の勉強と研鑽が必要であると感じた。
- ・「リーガル・カウンセリングの技法」は勉強になった。私も得てして「閉ざされた質問」を多くしていたからである。しかし、もっと聴きたかったのに、講義の時間が少なくて大変残念であった。

##### (2) グループ研修について

- ・グループ研修は、自分では気が付かないような意見や問題点を聴くことができ大変良かった。

##### (3) 全体的な感想及び今後の研修の進め方について

- ・認定調査士になったとはいえ、調停のあり方については全くの素人である。しかも1回や2回の研修で調停ができるようになるとは思わない。従って今後の研修のあり方について日調連の指導を期待する。

- ・全体的に研修の密度が高く、大変有意義であった。しかし、時間が大変少ないと感じたので、研修の日数を増やすことを検討してもらいたい。

## 2. 今後のADRについて

- ・費用面について裁判とADRを比較してみると、同等もしくはADRの方が多くかかりそうなことに危惧を覚える。隣接者と円満な解決を図ることができるなど利用者のメリットもあるが、何も法的執行力の無いADRを積極的に利用する必要が無いと考えられるからである。
- ・例えADRにより境界紛争の調停が完了したとしても裁判と比べると、その執行力や時効の中断について、法的根拠が劣るため、なかなか普及が進まないという側面もある。これについて、裁判と同じような法的効果を与えることができないものだろうか。今後の議論に期待する。

### 埼玉土地家屋調査士会 大谷和夫(C班)

認定調査士取得のための特別研修を終了し、民間紛争解決手続の代理人として活躍することができる土地家屋調査士は全国で3000名を超え、埼玉会においても126名を数えるに至っている。では、実際に弁護士と協働して委任し、代理人としての職務を体験した土地家屋調査士は全国にどのくらいいるかといえ、ほとんど皆無であるとの連合会の報告があった。土地家屋調査士の新しい職域が生まれ活躍の場が広がったはずのこの分野に、なぜ土地家屋調査士が入り込めていけないのだろうか。その理由は何なのか。民間紛争解決手続の代理業務において土地家屋調査士がその紛争にどのように対応し、どのように解決していくのか。今回の研修はこのことについて、紛争の相談から和解までのプロセスをシミュレーションし、この業務の遂行には今までの土地家屋調査士業務のほかに何が必要になるのか。どのような知識や職業倫理観を取得しなければならないのかについての具体的な研修であった。認定調査士の特別研修を受講した会員においては紛争についての設問が提示され、その対応についてグループ研修したことを思い出してもらいたい。今回の研修も事例が事前に受講者に送付され、その回答を各自がまとめてから参加するようにとの宿題が出されており、これらを持ち寄った受講者を8名ずつの10班に分けて討議し、各班でとりまとめ発表した。私を含めた埼玉会の5名と静岡会の3名がC班の構成員である。C班の8名のメンバー全員が事前に提出された設問を熟読し理解していたので各人から発表してもらい討議し

た。また、各設問ごとに整理し、とりまとめる担当者を決め、その担当者から提出してもらった回答を翌日班長が発表することとした。ただ、設問の趣旨からこれが正解というものではないので、各人が提出した意見や考え方はそのまま全部書き出し連合会に提出した。今回の研修は設問にあるとおり、筆界が何処であるかを問うているのではなく、ストーリーはすべて確定している。この設問に沿った流れの中で紛争当事者の最初の相談から終了まで、どのような和解案を考え、どのような調査士倫理を持ち、弁護士とどのように連携を取りながら終了していくかを研修したことになる。

第2部の調査士倫理についての研修は、土地家屋調査士全体がその基本の部分に持っていなければならないものであり、従来からの研修体系に加えて定期的に行う大事な研修課題ではないだろうか。

今まで、境界鑑定書作成のための研修や相談センターの調停人としての研修については連合会や各単位会において研修がなされているが、今回の研修は連合会が試みた初めての研修会である。このような研修は認定調査士にとって定期的に全員が受けていかなければならない研修となる。この研修に参加した会員は、自分が受けた研修を自会に持ち帰り、今度は研修講師として働いて欲しい。主催者のそんな願いが感じられた研修会であった。設問作成者にとっては大変な苦勞であったと思うが企画してくれた連合会に感謝します。

### 千葉県土地家屋調査士会 工藤貴弘(D班)

私は、今回の「ADR認定土地調査士活用支援のための研修会」に、千葉会全会員向けの募集より参加させていただく機会を得ました。調査士登録をして一年半、認定登録半年で、調査士ADRはおろか調査士の置かれた立場や詳しい経緯について認識不足のまま参加してしまいました。

事前に配られていた課題は、一通り読んでいました。しかし、グループ研修で順に読み進めれば進むほど、自分の読み込みの甘さ、事例分析能力のなさを思い知ることとなりました。私の属した班は、千葉会5名、東京会3名というグループでした。どの方も経験豊富な方達で、聞くこと全てが貴重なものとなりました。グループ研修後の懇親会においては、研修の席上では話題に上らない(できない?)ようなことも聞くことができました。

惜しむらくは、全国から集まっていたので、もっとバラバラのグループ分けになっていたら、より広い交流が持てたのではなかったかなあということ。研修の進行面を考えてしまうと、普段からよく知る者同士で行う

方が効率が良いとは思いますが。けれども、折角いろいろな地域の方が一堂に会している訳ですし、今後このような研修の場がもたれる時には是非検討していただきたいなあと感じました。

そして翌日。中村先生によるリーガルカウンセリングについての講演は、通常の調査士業務をしているだけではなかなか身につかないものを短時間で効率よく知ることができました。

午後に入り、加藤先生の倫理についての講演は、特別研修で一応やったつもりでいたことでしたが、先生のユーモアを交えた解説が非常に印象的で、プロフェッションとはいかにすべきかを改めて考えさせられました。

このような不勉強な私ではありましたが、講師の先生方や、連合会の担当の方々による熱心な講義・解説や諸先輩方のお話を聞くことができ、一日半という短時間ながらもメインの研修に加え、おおよその現状や、抱えている課題の概要を知ることができたものと思います。このような大変有意義な研修に参加できたことを皆様に感謝するとともに、今後の糧として精進していきたい次第です。

#### 千葉県土地家屋調査士会 杉山富也 (E班)

あの研修から2週間余が経過した。今、私の中に何が残っているだろうか。ひとつは、研修全体を通じて感じた、代理権を行使することの難しさ。もう一つは、グループ研修での同じ班の受講者の「相談者(調停の申立人)の主張を叶えることが、必ずしも、本人にとって真の利益とならない」の発言。

この発言は、センター設立の準備段階での議論を思い出させ、懐かしさとともに、相談を受けたとき又は代理人となったときの依頼者との関係について、改めて考えさせられた。依頼者が求める結果と私の判断との乖離が埋まらないとき、私はどうするか。まだ直面していないことをあれこれ考えていても仕方がないことは確かであるが、己の価値基準に固執することは避けたいと思う。

もう一つの「代理権行使の難しさ」は厄介である。弁護士との共同受任という制度に起因する困難さと代理行為そのものの難しさを強く感じてしまったからである。かなりの重症で、今日に至ってもこの感想文を書く元気が湧かないのもそこに原因があるように思える。客観的に見れば、私個人の覚悟ができていないことと勉強不足にあることは明らかであるが、今回の研修は、あまりにも多くのことを詰め込み過ぎた研修内容であった。特にグループ研修の時間の短さは発言の真意を質すことも憚れ、消化不良の極であった。同じように、中村教授の講義も、隔靴搔痒の感を禁じ得なかった。

今回の『認定調査士活用支援研修』こそは、全会員を対象に参加を呼びかける公開講座として企画されるべきものではなかったろうか。案内の文章にはその意図が感じられたが、開催直前になっての案内とそれが相変わらずの単位会会長あてであったことは残念でならない。

今回の研修内容を、3回程度のシリーズ研修として、ADRに関心のある会員が学べる形で実施されることをご検討いただきたいと思う。

#### 栃木県土地家屋調査士会 星野俊雄 (F班)

私は、今回の研修会タイトルを見たとき息を呑んだ。2年前の平成19年にADR認定土地家屋調査士としての登録をいただいていたが、はたしてこの資格をどう活用すべきかのノウハウはゼロであったと、改めて気付いたからである。

さて、研修内容についてであるが、初日冒頭に西田日調連ADRセンター副委員長の熱のこもった講義をいただいた。講義の中で、筆界特定制度の限界に触れられていたが、取り下げ事件件数の多い現状と、その後の受け皿機関としての境界ADRセンターへの期待、また筆界特定制度と境界ADRセンター利用の同時進行形態での連携の必要性についての説明があったが、これについては大いに頷ける。

次に、グループ研修についてであるが、非常に良く練られた研修課題であり、弁護士との共同受任の意味合い、認定土地家屋調査士の代理人としての役割を初めて実感することができた。今後については、代理人認定土地家屋調査士としての実録や、今回のようなシミュレーション型のQ & Aの蓄積を期待し、また、できれば代理人認定土地家屋調査士としての業務ビデオ等が作成され、その業務がいかなるものか、内外への啓蒙普及がなされればと期待する。

2日目第1部は、中村芳彦先生の「リーガルカウンセリングの基礎」の講演であった。この中で、「クライアントが納得し、エンパワーされるようなコミュニケーション」いわゆる対話専門性が重要であること、また認定土地家屋調査士のあり方として、センターを舞台とする代理人認定土地家屋調査士としての意義と、併せて日常の土地家屋調査士業務の中で、境界に関する専門性と対話専門性を十分に発揮した業務を行う意義についても触れられていた。いわゆる「草の根のADR」の考えに特に共感を覚えた。

第2部は、加藤新太郎先生の「土地家屋調査士倫理」についてであったが、豊富な経験談とユーモアを交えての講演をいただいた。特に、今なぜ土地家屋調査士に倫理



が必要なのか。それは、「筆界特定代理、ADR代理は対立構造の中での代理行為であること、また社会に対する公益的役割を担うプロの立場にあるため」との説明には身が引き締まる思いであった。

最後はグループ研修の総括であったが、各グループともに熱心な検討成果の発表がなされた。この中で私の印象に残ったのは、代理人としての認定土地家屋調査士の活躍の成否は、境界に関する専門性と対話専門性の研鑽は当然のこととし、共同受任のパートナーとなる弁護士との日常的な情報交換・交流による信頼関係の醸成が鍵をにぎるとの視点である。

また、制度運用の壁として今回新たに見えてきたものは、境界ADRに係る費用の問題である。各グループ毎に代理人としての報酬計算を試みたが、前例・基準が無いことから、金額的なバラつきが大きいこと、また、それ以上の問題は、センターの成立手数料を含めた利用料金、弁護士の代理人報酬、認定土地家屋調査士の代理人報酬、この3つが加算された時、利用者が納得できる範囲の費用に収め得るのかという問題である。公共的役割、社会貢献を一つの目的として掲げる境界ADRセンター構想の中で、これまで私には見えなかった問題であり、大きな壁と感じた次第である。

最後に、研修企画をいただいた連合会の皆様、講師の先生方に心より御礼を申し上げます。

#### 東京土地家屋調査士会 持田和也(G班)

平成21年2月21日の土曜日の昼、私は水道橋の駅を降りて、東京土地家屋調査士会館に入り、指定された机に座った。隣の人の資料には付箋がいっぱいついている、相当予習をしてくれているみたい、不安が頭をかすめた。私の班はどんな人がいるだろう、あの人は頭のよさそうな人だなとか、配席表を見ながら群馬から来たなどと思っていると、結局誰にも話しかけられないで時間が過ぎた。

講義が終わりグループ研修に移った、場所を変えて個室にてG班8名が対面式の机に座った時、全員の顔が緊張している様に思えた。そして、初めに班長さんが口を開き、順番に発言をしていく、一言を発言したら心が静まっていくのを感じながら皆さんの顔を見ると穏やかな顔に変わっていた。

課題について話していると、一つの課題なのによくもこんなに意見があるくらいに、色々な意見が出てくる。確かに十人十色というが正にその通りである。時間が過ぎていくと、多分この班はまとまりがあり一生懸命な人ばかりだと思うようになってきた。正にそれが実際に感

じたのは時間制限の中、時間配分と色々な意見をまとめる方法が非常にうまく清書だけは残りましたが、指定時間内に完了したことが非常に大切なことではないかと感じました。

一日が終わり懇親会で何よりも思ったことは、土地家屋調査士は皆さん本当にまじめな人ばかりだなと感じました。何故ならば飲んでいる席でも境界のこと、ADRのこと、筆界特定のことなどで、どの席でも話しが盛り上がっていたのです。私はADRを実際に体験していませんので、中村芳彦先生・加藤水戸地方裁判所長先生の話とADRを実際に体験しているG班の皆様には体験談を聞くことにより、より一層理解が深まったような気がしました。

また、「リーガルカウンセリングの基礎」と「土地家屋調査士の倫理について」講義をいただいた両先生には非常に分かりやすく、またジョークを加え、楽しく聞かせていただきましてありがとうございました。そして、何より時間外に提出物の清書をしていただいた群馬会の五十木さんと吉原さんと私たちのお世話をいただいた連合会の役員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

#### 鳥根県土地家屋調査士会 廣兼信介(H班)

この度、認定者全員に対して、標記研修会案内の通知が届いた。内容を読ませて貰うと、講演講師として、中村芳彦弁護士(今回の必読図書「リーガル・カウンセリングの技法」の著者)と加藤新太郎水戸地方裁判所長(益田勉強会で教科書とした「要件事実の考え方と実務」の著者)の名前が挙げられていたのであるから、ぜひとも参加してみなければならぬと思い、応募した。

対象受講者は、関東ブロック管内66名と他ブロックの者14名を併せて80名であった。

研修内容は、西田日調連ADRセンター副委員長の指示のもと、「紛争解決へ向けての代理人の役割」をテーマとしたグループ研修方式での検討会であった。受講者を10班編成のグループに分けてのものであったから、我が班(静岡会H班へ入れて貰った)も8人で2時間討論を行った。私の考えは、別紙の内容で発言をしたのであるが、いろいろな意見を聞かせて貰えて本当に勉強になった。

研修を終えて、私が不思議に思っていることは、「特別研修を受講して考査試験に合格して認定者になっても仕事が無い、だから特別研修受講をしない者が多い。」という意見を聞いたことである。我が鳥根会は、センターが設立されていない。しかし、私は、紛争を目前に見たとき、松江地方法務局という機関が存在することを有り難く思った。そして、特別研修を受講したお陰で、土地

家屋調査士倫理を学ぶことができ、資格者代理人としての自覚が芽生えたことに誇りを感じている。かつては無知蒙昧の有様であったが、ここまで来るのに、とても一人の力では無理であったと悟っている。やはり、全国の先生方からの教えがあったからこそである。

これからは、私は認定者として働ける訳であるが、私が大事にしたいのは、筆界特定手続代理関係業務である。この仕事は、別に認定者にならなくても、既に土地家屋調査士全員に与えられている(土地家屋調査士法3条1項4号～6号)のものであるが、これを完遂させようとするれば、不動産登記法第6章の完全理解(通達までを含む。)が絶対条件であり、今後の益田勉強会検討課題でもある。

#### 【別紙】

#### 紛争解決へ向けての代理人の役割

1. 土地家屋調査士は、紛争の相手方にも配慮した解決方法を模索するよう、心がけることが必要であると考える。
2. 土地家屋調査士は、軽率に時効の効果のみをもって、単に「時効取得により、所有権を主張できる。」「相手の時効取得に対抗できない。」等の、紛争当事者の感情を煽るような言動は慎むべきであると考え。
3. 土地家屋調査士は、紛争に勝った場合でも、解決方法が負けた方が納得いくように配慮したものでなく、強引なものであれば、一時の満足は得られても、負けた方は感情的なしこりが消えず、良好な相隣関係が築けず、最終的には、後悔する局面が生じないとは限らない。円満な解決方法を心がけることにより、紛争当事者のこじれた関係を修復するための、良好な関係を、築くという千載一遇の好機を、見失ってはならないと考える。
4. 紛争解決策として、判例が時効取得と不動産登記制度のバランスを図っており妥当なものであるといわれても、判例に反する理由で、示談、調停及び裁判で、自分の主張が受け入れられない場合、納得できない人は多数いると思われる。また、思いもかけない災難が降りかかってきたとの思いは強く、心理的ダメージは大きいし、心情的に納得できるものではないと思われる。土地家屋調査士は、常にこういう弱者の側にたって、その心情を理解した上で、かつ、依頼人との信頼関係を失うことなく、公平・平等を旨とした業務を、行わなければならないと考える。

土地家屋調査士が紛争解決代理人として業務を行うのに、弁護士と共同受任でなければならない理由を考えて

みた時、ただ、法律の専門家である弁護士の判断がなければ、土地家屋調査士は適切な紛争解決ができない、ということだけだとは思えない。また、弁護士が土地家屋調査士の測量技術を利用するだけで、土地の境界紛争が治まるとも思えない。どうすれば良いのか考えた時、今まで、土地家屋調査士の諸先輩達が、良好な相隣関係を築くために円満な解決方法を模索してきた歴史を忘れてはならないと感じる。土地家屋調査士は、決して、弁護士のように成ろうとするのではなく、弁護士と(相棒的)共同受任をすることにより、一般市民のために、不動産登記法及び土地家屋調査士法の趣旨に沿った紛争解決方法に、全力を尽くさなければならないと考える。

これが、我が、島根県土地家屋調査士会益田支部会員としての心得であり、実践できるように、日々研鑽に務めているところである。

#### 長野県土地家屋調査士会 菅澤徹夫(1班)

平成21年2月21日と22日の両日、連合会会議室において、表記の研修会が開催され、関東ブロックのみならず他ブロックからもセンターの運営委員またセンター長を勤められている方など総勢80名の参加によって開催されました。

冒頭から連合会ADRセンターの西田先生から、「土地境界紛争はADR機関で解決するか」という講義で目が覚めて、続いてグループ研修に入り8名ずつ10の班に分けて、事前に配布されていた教材によりADR代理のトレーニングが始まった。午後5時30分から夕食と懇親会が用意されていたが、我が班は懇親会の後も会館の会議室に戻りグループ研修の課題の整理を続けたのであった。我が班のリーダーは調査士発祥の地松本の小泉先生であり誘惑に屈せず信念を貫く姿勢はさすがであった。翌日は9時から「リーガルカウンセリングの基礎」と題して弁護士であり、現在法政大学院法務研究科教授の中村芳彦先生による、ADR代理における調査士として紛争に対する役割とその対処の仕方またカウンセリングという考え方についての講義があり、クライアントの言葉を聞くことの大切さ、調査士としてではなく、ADRの代理人としての立場を理解し、多様な選択肢を当事者と共に探り出すことが肝心であるとの内容であった。続いて昼食の後、水戸地方裁判所所長の加藤新太郎判事による「土地家屋調査士倫理について」の講義があり裁判所から見た筆界特定とその次にあるADR代理についての将来性、土地家屋調査士の倫理とは何かといった内容でユーモアたっぷりに講演され調査士としての職業倫理、プロフェッションとは何か、インフォームド・コンセントの

重要性、現在までの倫理そしてこれからのADR代理人としての倫理は、紛争の当事者の一方の代理人として弁護士との共同受任することの意味、そして司法制度改革の良質の果実としての土地境界ADRへの社会の期待の大きさなど講演され、最後にグループ研修の課題の中で依頼人が和解の内容に十分満足したとして、お礼の「虎や」の羊羹と外国製の高級腕時計を代理人に送ってきたことになっておりこれをどうするか、という問題があったが、羊羹はよし、腕時計は職業倫理上だめであるとの回答をいただきました。

今回の研修会はいちいち「目から鱗」の連続であり大変勉強になった二日間でありました、しかし、今後のADR代理人としてどれだけ活躍する場があるのか、調査士がどれだけ求められるのかは、日々の活動の一つ一つの積み重ねによるのだと感じました。まだまだ品位を損なうような事案が後を絶たない現実を見れば、ADR代理人として頭でっかちなかと自問自答しながら、長野の片田舎へ最終電車でゆられて帰りました。

#### 千葉県土地家屋調査士会 高橋順治(J班)

平成21年2月21～22日にかけて行われた、連合会主催の表記研修会に参加する機会を得ました。出席会員は主に関プロ各会が主体でしたが、外に各ブロックからの参加があり、私たちJ班は新潟会、千葉会、愛知会、岐阜会からの会員8名です。

研修の流れは説明、基調講演、グループ討論、技法深化、倫理の講義、グループ討論結果発表となっていましたが、内容の濃さに比べて時間が足りず、いささか消化不良の状況になりました。

やはりこのテーマの研修を、実践的グループ討論を加えて実施となれば、40時間程度の時間が最低必要と思われます。連合会役員諸氏が1泊2日の日程にまとめてくださった努力を多としますが、中身の濃さを考えると、途中経過のまま散会するのが残念でした。この内容でしたら、2日ずつ3回、計6日程度の日程でないと消化しきれないように思います。

特にグループ討論に関しては、初日の結果を各班で意

見交換し、講師が全体の方向付けをして再度グループ討論を行い結果を導く所までやってみたかった。そのためには、全員宿泊、食事は弁当(各班独自の補給は自由)、買い物以外原則外出禁止程度の荒っぽい研修枠組も必要だと感じました。

グループ研修では地域性、発想の差、何を解決し、何を諦めるかなど話がどんどん発展し、調停人の研修とはひと味違う立場での検討が続きしました。結果を導くのは別に、どこに焦点を当てるか、利益代表としての性格、弁護士との関係など、新しい分野だけに途中経過にも興味深い展開がありました。一つのグループ内ですらすらですから、各グループの話題を総合すれば目の覚めるような申し立て、和解の構成があり得たと思われま

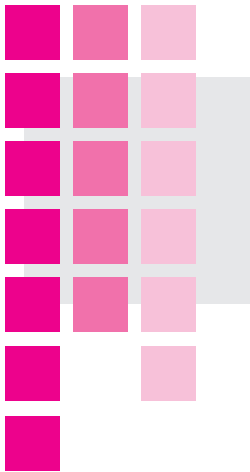
す。ADR関連の話題にはかなりの比率で時効の問題が絡んでおり、時効に着目しないと、とんでもない落とし穴にはまりがちですが、今回の各班の発表では時間の関係もあって、言及が少なかったのも残念です。せっかく時効の問題として仕込んでくれているのに、ここの議論を発表しないで終わってしまいました。各班の検討経過と結論を聞きたいと思いました。

また、せっかく各会から参加する形のグループ討論を企画されたのですから、同じ班に同じ会のメンバーを配するのは極力避けた方が、多様な意見交換が期待できたいと思います。

カウンセリングはもっとも肝心な項目で、調査士は経験智として体得していても、系統的な訓練はまだまだだと思えます。班ごとにロールプレイを行い、連合会講師と仲間が即ダメ出しをする形の研修ができれば理想的です。(もっとも、ものすごくきつい研修になってしまいますが)

ADR代理人に関しては各会ともまだ模索の部分が多いと思えます。連合会のタイムリーな企画に感謝し、会での研修にどう反映させるか、いろいろ考えさせられました。研修の目的が刺激とヒントの獲得と捉えるなら、充分すぎる二日間でした。持って帰った量を考えると声も湿りがちですが、企画から参画され、当日お付き合いいただいた役員諸氏に感謝致します。





## 京都地籍シンポジウム2009

# 境界を紡いでつくる地図・地籍

京都土地家屋調査士会 広報部

日時 平成21年2月12日(木) 13:00～17:20  
 場所 キャンパスプラザ京都(5階 第1講義室)  
 主催 京都土地家屋調査士会  
 後援 国土交通省／法務省／京都地方務局／京都府／京都市  
 日本土地家屋調査士会連合会／土地家屋調査士会近畿ブロック協議会



### 【内容】

#### 1. 基調講演

「地図作成を見据えた境界論とその未来展望」 元東京法務局長 寶金敏明氏

#### 2. パネルセッション

「民活と各省連携による平成地籍整備事業と地図作り」

##### パネラー

「地籍調査の推進について」 国土交通省土地・水資源局国土調査課 企画係長 荒川 豊氏

「京都府の地籍調査事業の現状と課題」 京都府農林水産部農村振興課 副課長 住谷康生氏

「登記所備付地図整備事業について」 京都地方務局不動産登記部門 表示登記専門官 小倉 彰氏

「なぜ京都では地籍調査が進まないのか」 京都市議員・土地家屋調査士 寺田一博氏

##### コーディネーター

日本土地家屋調査士会連合会 常任理事 山田一博氏

#### 3. 総括講演

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武氏

### 《開催趣旨》

平成18年11月に国立京都国際会館において「第5回国際地籍シンポジウム」が開催され、地籍制度の充実と発展のための行動方針が「京都地籍宣言」として採択されました。

また、京都府は全国の中でも地籍整備の進んでいないところとして公表されており、それは今後の高度土地利用計画や災害時の復旧活動の遅れなどの原因になると危惧されるところであります。

そこで、京都土地家屋調査士会は「京都地籍宣言」の趣旨を具体化すべく、まずは不動産登記法に規定される「地図」の環境を整え、「地籍」に対する意識

を高めることを趣旨として『京都地籍シンポジウム2009』を開催します。

京都では初の試みとなる地籍シンポジウムが去る2月18日に開催された。近畿の各会会員、行政機関、議会議員など約200名が来場。

「京都地籍シンポジウム2009」は京都土地家屋調査士会の大西淳副会長の開会宣言にはじまり、同会の安井和男会長挨拶では『地籍と地図と境界のあした』を夢見て、これらに携わる土地家屋調査士が組織を上げて取り組もうとしていることは『地籍と地図と境界』の確かな整備。京都府内の地籍整備の進捗率が低い現実はあるが、計画機関である国、都道



安井和男会長



京都市長 門川大作氏

府県、市町村と私達土地家屋調査士。『民活と各省連携による地籍整備』のキャッチフレーズで土地家屋調査士はいくらでもお手伝いさせていただく用意があることの『思い』を伝えさせていただく。そしてシンポジウムが終わった後に具体的推進に向けて政治家との連絡会議・勉強会を行い一步一步前進して行くとの考えを示し、最後に来場された方々へお礼をのべ降壇。

次にこのシンポジウムの開催にあたり京都府方法務局の若井伸一局長よりご挨拶(同局次長前橋様代読)と、この日公務多忙のなか出席いただいた京都市長の門川大作様より開催への祝辞を頂戴し、寶金敏明氏の基調講演へと続いた。

以下、パネルセッションにおける各講演内容の概要を報告。

## 地籍調査の推進について

国土交通省 土地・水資源局国土調査課  
企画係長 荒川 豊氏

全国の登記所備え付けの地図の現状は、登記所備付地図383.7万枚(57%)、地図に準ずる図面285.0万枚(43%)。<平成20年4月1日現在>

地籍調査の実施主体は、その約9割を市町村が実施しており、市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国が1/2、都道府県1/4、市町村1/4。しかし地方公共団体の負担分1/4のうち8割については、特別交付税が交付されるため、実質負担は5%で済む。

国の平成21年度概算決定であるが、地籍調査費負担金は120億7100万円、事業費ベースでは241億4200万円であり大変大きな予算が組まれている。この不況の中で予算が下がることなく前年度と同額の予算が組まれたことは、事業の必要性が高く認識されているためであり地籍調査での情報は国の基盤となる情報という部分もあるため、国としても地籍調査に力を注いでいきたいためでもある。

地籍調査の実施状況は、調査対象地域全体の進捗率48%であり、都市部、林地に関しては、特に進んでいない状況であり、着手比率については平成19年度末で市町村数1816に対し地籍調査を実施したのは1493市町村(82%)、うち全域完了409(23%)、調査実施中717(39%)、休止中367(20%)であり、地籍調査未着手の市町村は、323(18%)という状況。

全国の都道府県別地籍調査進捗率ワースト3は、1位大阪、2位に京都、三重であり、着手率ワースト3は、1位千葉、2位に京都、大阪と、いずれも京都、大阪が上位をしめている状況。

全国で地籍調査を進めることにより、境界のトラブル等を防止、土地取引の円滑化、公共事業や民間開発事業のコスト縮減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化や固定資産税の課税の適正化など、国民にとってさまざまなメリットがあるので、広くPRをしていき、また行政側としては、きちっと整備しておくべき情報と考えておられ、外部専門家を活用し、これから地籍調査を進めて参りたいとのことでありました。

## 京都府の地籍調査事業の現状と課題

京都府農林水産部農村振興課  
副課長 住谷康生氏

京都府の地籍調査の取組状況は、実施済面積が288 km<sup>2</sup>。全体面積4397 km<sup>2</sup>に対し進捗率は7%であり、全国平均47%に比べ低い水準にあり全国ワースト2位。現在は山村部を中心に進めている状況である。市町村の取組状況は、完了が京田辺市、実施中として宮津市、福知山市・綾部市・南丹市・木津川市・和束町・与謝野町の6市町は現在休止中となり、未着手は18市町村となっている。福知山市では昭和33年から49年にかけて実施され現在休止中、宮津市は昭和58年から実施、継続されている。京都府全体での着手率で見ても35%と全国ワースト2位。

京都府で地籍調査が進まない理由については

- ①土地の権利関係が複雑で権利意識が非常に高いため、境界の確定作業や所有者の同意を得るのに多くの時間と労力が必要。
- ②厳しい財政状況の中、事業実施主体である市町村において担当職員の確保が困難であるといった事情が挙げられております。また市町村へのPRは進めて参りましたが、地域住民へのPRが不足しており、地籍調査事業そのものが理解されていない。ニーズが小さいと見られている点もあるようだ。

地籍調査推進上の課題としては、地籍調査の推進にどのようなメリットがあるのか、事業が町づくりに必要なことを地域住民に理解してもらおうと共に、事業実施主体の負担軽減につながる制度を拡充するといった課題が挙げられますがいずれにしても、地籍調査事業は住民サービスの一環と捉え、土地家屋調査士、国土交通省、京都府等々が情報交換を密にして進めて行きましようかと結んだ。

## 登記所備付地図整備事業について

京都地方法務局不動産登記部門  
表示登記専門官 小倉 彰氏

### 登記所備付地図の現状と問題点

全国の登記所備付地図の状況は約57%（残りは公図など）であり、都市部の登記所備付地図は東京：約19%、大阪：約8%、名古屋：約23%。

地図がないことによる問題点は、不動産の流動化の阻害、公共事業の円滑な実施の阻害、適正な課税が困難、境界紛争を惹起すること、転売や担保権設定が困難であることなど

### 登記所備付地図整備事業について

登記所備付地図整備事業については、登記所備付地図整備作業10か年計画の策定がされた。その概要は、特に都市部の地図混乱地域を対象として現地に筆界を正確に復元できる地図を作成すること。

平成15年6月内閣の都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施予定。登記所では地図整備作業10か年計画に加え「登記所備付地図整備事業新10か年計画」の策定がされた。その概要は地図混乱地域対策として平成21年度13km<sup>2</sup>：39局において実態の分析・調査、測定の基礎となる基準点の設置をすること、そして登記所備付地図作成作業は平成21年度12km<sup>2</sup>：36局において筆界を正確に復元できる地図を作成すること。

### 京都地方法務局の登記所備付地図整備事業等について

京都局における登記所備付地図は現在、約18%であり、その内訳は区画整理等15.4%、地籍整備2.4%、法務局作成は0.2%。

### 地図混乱地域の確認調査について

調査対象地域については、都市再生街区基本調査の成果により大きく異なる地域として分類された地域であり、平成18年度報告以降、法務局における調査により新たに公図と現況が著しく相違していると考えられる地域。

地図混乱地域への協力については、都道府県・市区町村においては、地籍調査担当部局を通じた地図

混乱地域の情報提供をいただく、地籍調査及び登記所備付地図作成作業の実施予定地域に関する意見交換をいただく、土地家屋調査士会においては、支部又は会員から地図混乱地域の情報提供をいただくことと、必要に応じて研究会等の設置をいただくという内容でした。

### 地籍調査の実施における法務局の協力について

地籍調査の実施における法務局の協力は、地元住民に対する説明会への出席、現地調査への協力、成果案の閲覧の協力をするということである。

### 地籍調査と筆界特定手続との連携

地籍調査と筆界特定手続との連携は、地元住民に対する説明会へ出席すること、調査実施地域内の筆界特定手続に関する情報の提供をすること（地籍調査の成果と筆界特定の結果の齟齬防止）、という内容でした。

## なぜ京都では地籍調査が進まないのか

京都市会議員・土地家屋調査士  
寺田一博氏

### 市民は地籍調査を望んでいないのか？

議員になるきっかけというのも50年、100年先の京都を見据えて狭隘道路のことと地籍調査を行政に早くしてもらおうことでした。その中で市民は一体どう思っているのだろうと考えた時、一般市民の方はほとんど地籍調査に関心はないということです。

また、平穏無事に暮らしているところに新たな火種、例えば隣との関係が良くないのに地籍調査による立会いで境界紛争が発生することも考えられるということです。

### 業界は地籍調査を望んでいないのか？

関係団体の地籍調査に関する認識について高い関心はあると感じられます。しかし、不動産業界では推進の要望が出ているが、実際は新景観法や地価が下がっていること等に関心があるようです。また、建設業界も地籍調査は必要との認識はあるものの入札制度はどうにかならないかといったこと等に関心があるようです。

### 役所は地籍調査を望んでいないのか？

職員を減員するといった時代に、新たな担当者を増やすのは難しいようです。また、地籍調査には非常に経費がかかることから、実際に取り組むのは難しいとの考えがあるといわれています。今まで議会で地籍調査が議論されたかといいますと過去にはあまりされていないのが実情です。本日出席されている役所の方には、もっと認識を持っていただきたい



と思います。

### 専門家の提言をどう捉えるか。

街区基準点が整備されている今こそ、将来を見据えた決断が必要なのではないか。地籍調査は、徐々に効果が出る事業です。私たちの息子や孫の代に効果が出る50年、100年先を見据えた事業であると考えます。先の説明でもあったように、地籍調査は国の予算を多く使った事業です。ぜひ市町村には今回のシンポジウムで討論されたことを持って返っていただき、地籍調査の認識を深く持っていただき、これから先、事業をしてもらいたいと考えます。

## 総括講演

### 日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武氏



松岡直武会長

まず、このように京都地籍シンポジウムが盛会でありますことを感謝申し上げます。本日は地籍について色々なお話がありましたが、私の総括講演におきましては少し視点を変えまして、地籍を整備していく上での専門家の役割、または地籍の研究、教育の重要性についてお話したいと存じます。

地籍研究の最先端に行く国のひとつはお隣の韓国であります。韓国では地籍は行政学の分野に含まれ、様々な学問分野を包含した分野と捉えられているようです。これは私自身の考えておりました見方と全く同一のものであり、共鳴するところあります。また、私たちの生業である不動産登記制度から拡張、あるいはその必要性に鑑みて、地籍をキーワードに検討を進めてみるならば、それは無数の分野に絡み、自治体、政府、技術者集団、専門資格者等の登場が期待される分野となるのであります。

しかしながら、日本においては地籍を横断的に捕らえる分野が未だ確立されておられません。伊能ウオークあるいは2006年秋にここ京都で開催された国際地籍シンポジウムも、そうした分野の確立を意図した取組みのひとつであったのです。国際地籍シンポジウムで採択された「京都地籍宣言」は、地籍の重要性と機能を社会に広めること、それに携わる者が自信と誇りを持ってそれぞれの役割の中で力を尽くすことを宣言しています。本日開催された地籍シンポジウムもまさにその具現化のひとつなのです。

小泉改革の是非をお茶の間でも論じる昨今です

が、平成地籍整備事業は法務省、国土交通省の連携の中に土地家屋調査士が参加する事業で、行政に大きな効果をもたらすことでしょう。つまりは国民に効果をもたらす事業であるのです。私は地籍が既に大きな社会的存在なのだと強く実感しております。地理空間情報活用促進基本法などの法律整備が、位置の特定に非常に重きを置いていることを示しております。

不動産を専門分野としてもっている学校も多くない日本の現状にあって、京都産業大学をはじめ、同志社大学、関西大学等において寄附講座の形式で、土地家屋調査士が若い学生諸君に地籍を教えるといった地道な取組みが、地籍を専門分野として育てることに繋がると考えます。地籍は国民生活に安全、安心をもたらすものであって、社会基盤・インフラ整備の重要性をうたい、われわれ土地家屋調査士が研鑽し、力をつけることが大事であると考えております。

われわれが目指す京都地籍宣言に向かって、本日まで参加いただいた皆様が団結して取り組んでいけますことをお願いしまして、やや感想めいた総括ではございますが私の講演とさせていただきます、ありがとうございました。

## 閉会の挨拶

### 京都土地家屋調査士会

副会長 信吉秀起

本日は地籍シンポジウム2009にご来場くださり有り難うございました。また、ご登壇くださった皆様から地籍整備事業や地図作りについて、様々な角度から意義深いお話を頂戴しましたこと、あらためて御礼申し上げます。

私たち京都土地家屋調査士会は、本シンポジウム以降3つの目標を掲げて邁進して参ります。一つ目は、いずれかの市町村で地籍整備事業を開始させたい。ご来場の市町村の皆様いかがでしょうか？もし早々に始めることが難しいのであれば、それに向けた勉強会を開催することから始めても構いません。二つ目はそうした地籍整備事業データの利用促進、市民生活への利活用を進める。三つ目が地籍を地籍学といった学問レベルへと向上させる。

私たち京都会は、これらの目標に向かって一歩ずつ確かな足取りで進んで参りたいと存じます。それらの実現の為に、皆様のより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠に有り難うございました。

# 地籍シンポジウム in 滋賀2009 に参加して

滋賀県土地家屋調査士会 広報部 西村和洋

平成21年3月6日、開催地の滋賀県では雨が強く降るなど荒れ模様の天気の下でしたが栗東市内にあります栗東芸術文化会館さきらにおきまして「地籍シンポジウム in 滋賀2009」が今年も開催されました。今回はその報告と会場の様子をレポートいたします。



会場の様子

## 【地籍シンポジウム、とは】

地籍シンポジウム in 滋賀につきましては、今年度で第7回目を迎えることになり、この時期恒例の取り組みとして認知されております。当日は全体参加者数で約150名、参加者の立場も滋賀会会員をはじめとして他会の会員の方々や官公庁、民間企業などと多彩で、盛況の内にとりおこなわれました。

毎回違うテーマを掲げて行われていますが、今年度のテーマは「Cadastre 地籍イノベーション～高度地籍情報をもたらす新たな社会価値の創造～」という、斬新かつ挑戦的なテーマを掲げ今回のシンポジウムは開催されました。

## 【なぜ今、地籍「イノベーション」か】

登記行政を情報基盤とする日本の地籍制度は、戦後60余年にわたり、国民の経済活動や国民生活の発展や改善を支えてきました。しかし昨今の金融危機にもみられるように高度経済成長を導いた社会構造は老朽化し、グローバル化した経済活動は崩壊し、社会保障はほころびをみせています。また雇用問題などに象徴されるような深刻な格差社会を生み出し、さらには地球温暖化問題など人類活動の基盤である地球環境を破壊するにさえ至っています。

そうした老朽化した社会のフレームワークが生み出す様々なひずみにより人々の生活は脅威に晒され

ていますが、今後はあらゆる分野において抜本的な構造改革と新たな時代のフレームワークが求められてくることは我が国のみならず世界的な共通課題といえると考えます。

地籍制度もまた、変化する法制度や人の価値観、



日本土地家屋調査士会連合会 松岡会長のあいさつ



滋賀会 中村会長のあいさつ

高度情報化社会の進展、人類史上例をみない少子高齢化、食糧自給率、地球環境対策などの様々な社会問題、社会背景に応じた発展的な機能改革を必要としています。

地籍制度の高度化と効果的な情報の流通は経済効率を向上させ、相乗的な社会発展環境を産み出す可能性を秘めています。そのためには地籍情報を生産、管理、活用している各機関における情報の共有化、とりわけ官と官、官と民が一体となった協働的な取り組みが必要であると考えます。

この度の企画は、地籍制度を広く社会活動環境の基盤情報としてとらえ、登記行政、地図整備、都市開発、不動産取引、課税、防災、環境問題など幅広い分野で共通に活用できる地籍のあり方を探り、イノベーションへの道筋を共有していくために開催されたものです。

## 【第一部 基調講演「都市と地籍」】

第一部では立命館大学法科大学院教授である安本典夫先生から「都市と地籍」のテーマでお話をいただきました。

安本教授からは土地や都市計画について研究を進めてこられた立場から、法学者の切り口で地籍についての分析をいただきました。その中ではまず土地所有権について、その成り立ちや土地の財産権としての特殊性、及び絶対性と社会的にどうしても受ける制約についてふれていただきました。

また個別に論点として、個々の土地に関わる情報として筆界について触れられ、そこでは筆界特定制度と筆界確定訴訟との違いや地籍調査の法的性格

について触れていただきました。続いて固定資産税や建築確認との関わりについて言及いただきましたが、その中で敷地情報の整理と利用の促進、敷地台帳制度の必要性について触れていただきました。講演の後半では都市基盤施設としての道路のあり方、敷地利用とのかかわりについて、土地区画整理事業などの例も出しつつ整理をしていただきました。

最後に個人情報保護の観点から、個人情報保護法の定める原則にのっとり個人のプライバシーの権利侵害のないような配慮の必要性についてまとめていただきました。生きた情報を扱う職能として最も留意しておかねばならないことであり、適正かつ厳正な情報の扱い方をしていかなばと指摘を受けて改めて感じました。

## 【第二部 パネルディスカッション前半】

日本土地家屋調査士会連合会常任理事 藤木政和氏

藤木氏からは長く地籍研究に携わってこられた立場から、将来及び世界の地籍制度を俯瞰しつつ「cadastre」と「register」について触れられ、その区別や違い、考え方について紹介がありました。恥ずかしながらこの二つの単語の意味さえも基礎知識として持ち合わせておらず少々理解するのに苦しみましたが、この両者が大陸法系や英米法系の影響による違いであること、さらに地籍の最終的な利用方法、目的などで差異があることなどをイメージとして理解することができました。

また先進国といわゆる第三世界との違いということで地籍の整備、土地所有権の公示制度の存在がその違いに大きく影響している点について指摘され、



立命館大学 安本典夫教授による基調講演



パネリストおよびコーディネーター



更にはLADM(land administration domain model)についての紹介などグローバルな視点からの地籍の重要性を述べられました。

**国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐 安藤暁史氏**

国土交通省の安藤氏からは地籍情報生産の立場から主に地籍調査と国土調査法についてお話をいただきました。

全体として国土調査という大きな政策的な柱があって、さらにその中には3つの主要分野があり、一つは地籍調査、一つは土地分類調査、一つは水調査であること(資料1)、国土調査法が戦後の食糧難の時代に制定されたこともあって食料の増産を目的として国土の有効活用の視点から法整備がなされたことなどが指摘されました。

また、現在は第五次国土調査事業十箇年計画の最終局面であるとのことですが、計画面積は当初157,653km<sup>2</sup>、進捗率は55%であったのに対し、現状から推定するに計画終了時で140,253km<sup>2</sup>、進捗率49%であることを報告いただきました。ただし、これは昨今のいわゆる都市再生ということで一般的に進捗が困難である都市部を中心に調査を進めてこられた結果であり、山間部などでの地籍調査事業の比重を高めれば面積的には進捗は伸びる(実社会での有用性は別として)との指摘もありました。

また第六次国土調査事業長期計画の策定にあたっては特に進捗が低位な、都市部と山村部において調査を促進していくことが重要であり、都市部では官民の筆界を優先的に調査すること、山村部では測量や現地立会いの簡素化により調査を効率化することが

求められていること、公共事業との連携や民間測量成果の活用も今後の検討テーマであるとのことでした。

**日本土地家屋調査士会連合会常任理事 大場英彦氏**

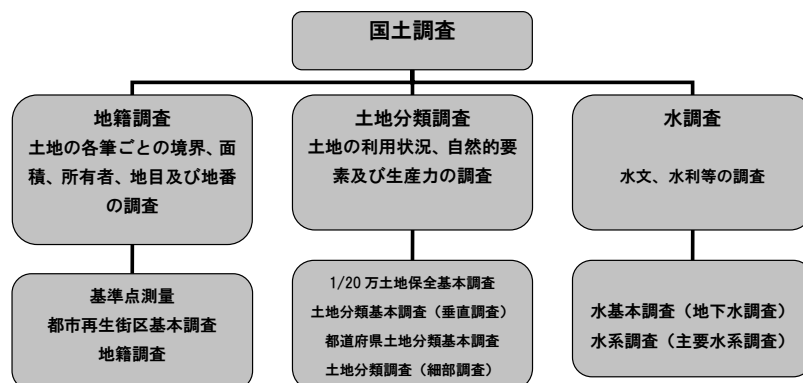
大場氏からは地籍情報生産場面、取り分け北海道での土地家屋調査士実務の事情について御説明をいただきました。まずもって個人的には北海道ならではの冬場の測量について大変興味がありましたが、そういったミーハーな要望にもお答えいただいたお話でした。

そして北海道の開拓の歴史は明治維新前後から日本の国家の威信をかけて始まったわけですが、当時の技術的指導者、いわゆる御雇い外国人であるホールレス・ケプロンの発案により大々的に測量が行われたことを知りました。この測量は当時の北海道開拓使によってすすめられたとのことですが、当時のデータが14条地図に近いものとして現在にもわり登記実務にちゃんと役立っていることなどを紹介いただきました。

当時の測量はまさに百年後の現代社会にさえ役立つ仕事ということで、北海道の開拓の歴史の面白さ、奥深さと共に当時の測量技術者のレベルの高さ、意気込みを感じられ、大変感銘を受けました。言い換えれば北海道の開拓、発展の基礎を地籍情報の生産者が担ってきたともいえる訳で、現代において日々地籍情報の生産を行う土地家屋調査士の職務の重さを感じました。

**滋賀県土地家屋調査士会業務部長 竹内勉氏**

竹内氏からは滋賀県での地籍情報生産、土地家屋



資料1) 地籍調査と国土調査法  
国土交通省 安藤暁史氏提供資料より

調査士の実務について報告がありました。DID地区の割合が全県的にそう高くはない滋賀県の特徴も踏まえ、地籍情報連絡協議会による情報共有体制の構築してきたこと、都市再生街区基準点の活用実施状況、滋賀県や市町村などとの官民の協力体制の整備について報告がありました。

## 【第二部パネルディスカッション後半】

パネリストからの提案が一巡後、滋賀県土地家屋調査士会の上田忠勝理事から地籍情報の可能性を探るべく、ディスカッションの提案がなされました。

これまでのパネリストからの発表にもとづき、ここからは熱心な討論が行われたわけですが中心議題として地籍情報にアクセスする仕組みについて議論され、情報を統合するセクションの必要性などについて発言がありました。

また実際に現場で使える情報の構築、情報収集の仕組みづくりの必要性やITの活用法(例えばグーグルのストリートビューなど)などの話も活発になされ、地籍調査事業の他の全国的な政策との優先度のことなど地図や地籍を多角的な視点から考えることについて触れることができました。

また、会場からは京都会の戸田和章氏から韓国の地籍制度について研究されてこられた立場から日本の制度との違いや、韓国においては地籍教育がある程度確立されていることから、韓国の大学や高校などでの研究・教育機関でのカリキュラム等について紹介がありました。韓国では研究者により地籍についての学会も組織されているとのことであり、今後日本においても大いに参考にしていかなければならない点があるように感じました。

## 【まとめ】

シンポジウムのまとめとして地籍情報活用における人材育成ということで、安本教授から教育・研究の観点から地籍学について触れていただきました。そこでGISに長けた地理学、地理学科の存在についても言及がありました。私事ながらかつて地理学科で4年間学ばせていただいた経験もあり、地籍学と地理学との関係性、さらにはこの両者をリンクさせて発展させていく方向性について考えるところ



パネリストの皆さん

がありました。

地理学は大きくわけて人文地理学と自然地理学に分類されますが、そのうち人文地理学の分野として例えば歴史地理学、商業地理学、社会地理学といったものがあげられます。大変大雑把な表現ではありますが、そのうち例えば歴史地理学であれば地理学の手法に歴史学の手法をプラスアルファして研究を進めています。今回あえて乱暴に地籍学を地理学、という単語を使用して表現させていただくならば「法地理学」または「情報地理学」とでも表すべきものなのだろうか、と思いました。法学や地理学、経済学や情報科学など様々な既存の知を活用し、「地籍」というプラットフォームで統合していく作業が今後必要になってくると感じました。

今回のシンポジウムでは地籍情報の「生産・管理・活用」といった趣旨をもって行われました。しかし地籍情報の向上、及び活用の充実の結果、もたらされるであろう経済効果の検証、未来予測についてはこのシンポジウムの中では少々時間が不足、消化不良に終わり大変残念でした。今後予測される地震や津波など防災面での貢献や、地球温暖化や持続可能な循環型社会形成など環境面での貢献も含め、また次回以降に持ち越しの課題ということで今後大いに期待したいと思います。

まとめとして我々土地家屋調査士は地籍情報の生産の第一線にて職務を行う立場であり、基礎情報の中の基礎情報の生産の担い手であるということに誇りを持つこと、そしてますますグローバル化していく社会情勢とそれに伴う地籍情報の有用性について今後も高い関心をもって行かねばならないことを痛感した一日でした。

以上

# 衛星測位に関するパネル討論会

平成21年2月26日 日本経団連会館 1002号室

主催 財団法人衛星測位利用推進センター  
(Satellite Positioning Research and Application Center)

地理空間情報については様々な研究発表がされていますが、今回は準天頂衛星(Quasi-Zenith Satellite、以下QZSという。)への期待としてQZSによる長所を生かした衛星測位の利用例の講演でした。

会場はほぼ満員で、約150名の参加者がありました。以下、概要を報告いたします。

最初に同財団の木村専務理事から開会の挨拶とパネリストの紹介、およびQZSの特徴についての説明が行われました。

## 基調講演

### 「日本の衛星測位と今後の政策への期待」

北海道大学公共政策大学院准教授 鈴木一人氏

これまでの我が国の宇宙開発はハードウェアの開発に重点を置き、打ち上げ後の利用は「おまけ」に過ぎなかった。宇宙基本法の成立により、「開発から利用へ」シフトしていくことになるだろう。それには新しい技術ではなく、同じ技術を繰り返し展開していくことで、コスト削減と、信頼性の向上を目指すことが大事である。

衛星測位はグローバルなインフラであり、それは国際社会への貢献にもなる。衛星測位システム実現に向けた提案として、

#### 1 衛星測位システム実現に向けた国の取組み方針の明確化

- ・予算の裏付けに基づいた長期的ビジョン、ロードマップを策定、公表する。
- ・衛星測位システム計画を総合的・計画的に推進する衛星測位推進体制を構築する。
- ・政、官、学、産の連携からなる推進体制を構築する。

#### 2 実用化を前提にした衛星測位技術の研究開発(R&D)

- ・R&Dは、利用者・産業界の意見も取込み、実用化構想と併せて研究開発すること。

#### 3 国主導による衛星測位システムの整備

- ・インフラ整備の第一歩として、軌道上3機のQZSを用いた衛星測位システムを2013年までに構築すること。

#### 4 早期実現、利用拡大のための環境整備

- ・我が国としての測位戦略ビジョンの下、衛星測位関連のシステム整備を総合的・体系的観点から推

進する。電子基準点網のQZSと全地球測位システム(GNSS)対応、シームレス測位システムの構築、電波権益確保。

#### 5 衛星測位関連の産業振興と利用推進

- ・国がアンカーテナントとして積極的に利用する。宇宙産業の国際競争力を強化する。

#### 6 外交と国際協力

- ・ODAを活用し、実利用分野での国際協力、安心・安全分野での国際協力を推進する。

### 「我が国の衛星測位への期待」

内閣官房宇宙開発戦略本部参事官 横田 真氏

これまでの宇宙開発利用に関する施策は、技術実証を目的とした研究開発に力点が置かれていたが、今後は政府全体が一体となり、技術開発力を高めつつも、行政及び民間の利用ニーズに継続的に対応できるような、施策を推進する。

官民が適切に連携していくことも含め陸域・海域観測をはじめ気象観測、災害監視等の国民生活への貢献、地球環境変動の解明に向けた取組み、QZS等を活用した地上システムとも連携することによるパーソナルナビゲーションなどの新たなサービスの創出を推進する。特に衛星データを国のアーカイブとして確実に管理する体制が重要である。

新たな利用ニーズを見据え、幅広く公共の利用に供される衛星データをユーザーがより使い易くする取組みを進める。宇宙利用が国民生活の一部に取込まれることを目指し、潜在的なユーザーや利用形態の開拓、裾野の拡大を目的として、産学官の英知を幅広く活用する新たな仕組みを構築する。

### 「自動車・ITSにおける衛星測位利用例とQZSへの期待」

株式会社デンソー ITS技術2部主任部員 浜田隆彦氏

カーナビは2008年9月末現在では出荷台数は3,294万台を突破している。現在のカーナビは目的



地へ誘導するだけでなく、走行支援サービスが研究されている。そのためには地図データの網羅性・精度・鮮度が重要であって、道路を整備・維持する官と利用する民の連携が必要になってくる。また渋滞を回避するルートやCO<sub>2</sub>排出量の少ないルートの提供などの環境支援サービス、災害情報の流通を共有できる体制作りが望まれる。

### 「コンテンツにおける衛星測位利用例とQZSへの期待」

株式会社ナビタイムジャパン副社長 菊池 新氏  
目的地への移動条件に車・電車・タクシーの他にそこからさらに乗換位置や3D表示などの詳細情報が表示されるシステムを提供しているが、ビルが乱立している場所ではGPS信号が取りにくい。QZSが常に日本上空を飛ぶことにより、その問題が解消されることになるだろう。

### 「GISにおける衛星測位利用例とQZSへの期待」

株式会社パスコ社長室長 坂下裕明氏  
基盤的な地理空間情報に対するニーズは、利用者によって大きく異なっている。このニーズの違いが社会基盤として共有できない一因である。空間情報を支えるのが測位であり、基盤地図情報の基礎となる。空間情報は単一の目的で整備されるのではなく、様々な情報が相互に重なり、必要に応じて組み合わせられることで、さらに大きな効果が生まれる。

## パネルディスカッション

コーディネータ：鈴木一人准教授

パネリスト：基調講演者

議論は前半、パネリストの意見交換が行われ、後半は会場からも意見を求めるという形式で、会場からは活発な意見が出されました。

今のGPSで十分なのかどうか、QZSは必要なのかという鈴木准教授の質問に対しては、利用目的により異なる。コストと精度は比例関係にあり、そのバランスをどう調整するかがポイントであるという意見がありました。海外のマーケットを考えたときQZSそのものより、それを使ったパッケージや社会システムが求められるものであり、それは国際貢献



パネル討論会

にもつながるのではないかとの見解も出されました。

「宇宙を使う」というキーワードがあれば、そこからは民の分野だといえる。ただし、単に作って終わりではなく、官民が宇宙開発を核にしながら有機的に社会システムを作っていくことが必要である。QZSについては社会インフラ整備に本当に必要なのか？そのメリットを議論していくことも必要との意見も出されました。

パネル討論会の中でもキーワードになるのが「官民の連携」ということでした。宇宙基本法成立を受けて、内閣に宇宙開発戦略本部が設置されました。本部長は内閣総理大臣をもって充てると明記されています。宇宙利用は国民生活に深くかかわるものであるため、単一の省庁で賄えるものではありません。「官民の連携」だけではなく、「官官の連携」を推し進めていくことの必要性を強調されていた横田参事官の言葉が印象に残りました。

取材 広報員 山本憲一

## CSIS 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」

# 第5回公開シンポジウム

# 「カーナビから広がる世界～道路分野に見るデータ流通の潮流」

日時 平成21年2月24日(火) 14:00～18:00

場所 東京大学駒場第Ⅱキャンパス(生産技術研究所内) An棟2階コンベンションホール

講演 ①「道路の走りやすさマップ官民共同研究におけるデータ流通」

国土交通省道路局ITS推進室企画専門官 金澤文彦氏

②「道路更新情報流通推進研究会の活動について」

東京大学空間情報科学研究センター特認講師 関本義秀氏

③「道路データ流通における国際的な潮流」

株式会社三菱総合研究所ITS研究グループ主任研究員 中條 寛氏

④「創発する環境都市～横浜を事例とした自動車と都市づくりへの提案」

日産自動車株式会社 社会・フロンティア研究所 原加代子氏

⑤「道路管理システムの現状と課題」

財団法人道路管理センター常務理事 佐野正道氏

⑥「ロボットが街を自律走行する～つくばチャレンジ2008の紹介」

筑波大学システム情報工学研究科教授 油田信一氏



第5回公開シンポジウム

東京大学空間情報科学研究センター (CSIS) では、平成20年4月より、持続安定的な空間情報社会を実現するための総合的かつ実践的な研究を行うことを目的として、寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」を設立し、技術開発・学術研究・空間情報の視点から社会のイノベーションを推進することを目指しています(第5回公開シンポジウム案内文から)。昨年6月12日に「地理空間情報プラットフォームの構築」と題して開催された第1回公開シンポジウムを皮切りに、第2回「地理空間情報の利活用と産業の育成」(8月1日)、第3回「動く空間情報～都市における人の流れとその把握手法の今後」(10月14日)、第4回「参加する・しない?～地域におけるサステナブルな空間情報基盤のあり方について」(12月15日)と、これまでに4回の公開シンポジウムが開催されました(第4回の様子については本紙1月号p.14に既報)。今回は、本年2月24日に開催された第5回公開シンポジウム「カーナビから広がる世界～道路分野に見るデータ流通の潮流」の様子についてお伝えします。

はじめに、センター長である柴崎亮介教授から開会の挨拶があり、今回のシンポジウムのテーマ設定の背景として、①古典的な測量地図を見ても道路が骨格であるように、地理空間情報において道路は重要なトピックであるということ、②車は走るロ

ボットともいえるが、実際にはロボット技術を車に積み込むのは大変であり、技術を地図とリンクさせることが重要であるということ、③パーソナルモビリティ・ビークル(PMV)が一部で流行っているが、モビリティは今後重要なテーマになってくるであろうということが述べられました。

以下、当日の講演の概要(要旨)です。

### 講演①「道路の走りやすさマップ官民共同研究におけるデータ流通」

国土交通省道路局ITS推進室

企画専門官 金澤文彦氏

前職である国交省国土技術政策総合研究所での仕事から「道路の走りやすさマップ」についての紹介です。通常の道路地図は管理者別(高速道路、国道、主要地方道、一般道)に色分けがされていますが、「道路の走りやすさマップ」は、道路の走りやすさに着目し、道路を道路構造(車線数、カーブの大きさ、歩道設置状況など)に基づいて500m単位でランク付けしたもので、自動車専用道路を紫色、郊外・山地部のとても走りやすい道路を青色、郊外・山地部／都市部の走りにくい道路を赤色といった具合で6段階に色分けしています。この「道路の走りやすさマップ」をカーナビ等へ活用するために、国土技術政策総合研究所では、現在、カーナビ開発業者等と

共同研究を行っています。同研究所の担当は、デジタル道路地図(DRM)との関連付け、データの品質の確保、効率的なデータ維持・管理システムの検討です。そのほか、同研究所では、道路工事の電子納品成果である道路工事完成図(CADデータ)を用いて「道路基盤地図情報(GISデータ)」を整備するという研究開発を行っています。「道路基盤地図情報」を電子国土と重ね合わせたり、Google Earthと連携させることによって、道路パトロールや台帳整理などの道路管理分野のみならず、カーナビや不動産など民間ビジネスの様々な分野においてデータを利活用できるようにしたいと考えています。また、カーナビはメーカーによって差異があるため、異なる地図間でも情報を正確に交換できるように、「路線」および「路上参照点」に恒久的な番号を付与し、「路線」と「路上参照点」を用いて道路上の位置を特定するという「道路の共通位置参照方式」の研究開発も行っています。これにより、たとえば、あるコンビニエンスストアの位置を「路線ID22583から+350m左側」という具合で特定することができるようになり、デジタル道路地図がシンプルになります。

## 講演②「道路更新情報流通推進研究会の活動について」

東京大学空間情報科学研究センター  
特認講師 関本義秀氏

道路情報に関しては、最近では独自のデータベースをもつ会社も多く、工事・災害・交差点改良等に伴う道路の変化については、道路管理者のHPや官報をチェックし、最後は自社で現地調査を行うという方法がとられています。しかし、道路更新情報は、国交省、自治体、道路管理センターなどで個別に管理されており、情報収集にかかる時間や費用が大きいため、管理者側で提供される図面または文字による更新情報の流通が望まれています。そこで、道路更新情報流通推進研究会では、平成20年8月より、官民のデータベース更新の効率化・サービスの高度化をめざして、隔月程度で研究会を開催しています。研究会には、電力、ガス、土地、不動産関連の企業・団体(日本土地家屋調査士会連合会を含む)や、国交省、総務省、農水省、自治体などが参加しており、①道路更新情報に関する情報把握の実態、ニーズの整理、②道路更新情報の現状での電子化・流通状況の調査、③円滑な流通を実現する技術・仕組み案の提案を研究目標としています。これまでに行った更新情報利用者側のニーズを把握するアンケート

調査では、たとえば、埋設関係者は道路の舗装構成などを知りたいなど、個別なニーズは業界ごとにより異なることがわかりました。一方、道路管理者側の提供可能なポテンシャル(シーズ)を把握するアンケート調査では、情報の整備・提供状況や提供する／しない理由が見えてきました。また、実データによる検証として、三重県の道路工事について工事の入札情報から道路更新箇所をどの程度把握できるか分析したところ、かなりの把握ができました。

## 講演③「道路データ流通における国際的な潮流」

株式会社三菱総合研究所ITS研究グループ  
主任研究員 中條 寛氏

道路交通情報サービスが行われている国は世界的にはまだ少ないですが、日本ではVICS (Vehicle Information and Communication System: 道路交通情報通信システム)、ヨーロッパ・アメリカ・オーストラリア等ではRDS-TMC (Radio Data System-Traffic Message Channel: ラジオ放送を活用した交通情報チャンネル)による道路交通情報提供サービスが行われています。VICSでは道路管理者が情報提供をしていますが、RDS-TMCでは管理者情報のほかプローブ情報(走行車両の位置情報等から生成する道路交通情報)の活用が増加しています。海外では、地図更新情報についても、メーカー独自による情報収集のほか、ユーザー情報の活用や行政との連携が進んでいます。メーカー+ユーザー情報活用の例としては、たとえば“道路がない”という道路利用者からの情報を活用するFeedMAP、Tom Tom Mapsphereや、“新店舗を開店した”という小売業者等からの情報を活用するNAVTEQ Direct Accessがあります。また、メーカー+行政との連携の例としては、公的機関から地図プロバイダへ道路標識に関する更新情報を提供するROSATTEがあります。一方、日本でも、「道路の走りやすさマップ」など、行政との連携はそれなりに行われています。なお、ITS (高度道路交通システム)については、ISO/TC204において国際標準化に向けた議論がされており、ITSデータベース技術を扱うWG3では、すでに「位置参照方式」がIS発行済となっています。位置参照方式とは、異なる地図データベース間で位置に関する共通理解を得るための方式ですが、道路の位置参照方式としては、日本が採用するPre-coded方式(道路のリンクやノード等に共通のIDを振り参照する)と、ヨーロッパが採用するDynamic方式(緯度経度と道路識別子により参照する)があります。カーナビにおいては、道路上の地物との関係



で示せる Pre-coded 方式の方が使い勝手がよいと考えられるため、現在、実用化を目指して、(財)日本デジタル道路地図協会および国交省国土技術政策総合研究所が「位置参照方式検討会」において道路の共通位置参照方式を検討しています。

#### 講演④「創発する環境都市～横浜を事例とした自動車と都市づくりへの提案」

日産自動車株式会社 社会・フロンティア研究所  
原加代子氏

日産自動車が横浜市内で進めている「Yokohama Vision “Zero” (仮称)」についての紹介です。これは、周辺部ではエコ運転などにより低カーボン化を促進し、都市部では公共交通機関に乗り換えてもらいカーボン排出を限りなく0に近づけたいというプロジェクトです。日産自動車の場合、純正のカーナビには燃費計が搭載されており、データがすべてセンターに送られるため、燃費実績・燃費ランキング・運転アドバイスをホームページで確認することができます。このEMSサービスを利用して、社内で燃費ランキングを競い合っているという企業もあり、これを横浜市全体に広げればエコ運転を波及できるのではないかと考えています。実際に、ある実験では、EMS効果により、平均で18%燃費が向上したという結果が得られました。また、横浜市内の渋滞解消にはダイナミックルートガイダンスが有効であろうという考えから、プローブ情報を載せることで高密度な交通情報を提供できる「SKYプロジェクト」に取り組んでおり、渋滞・混雑状況に応じて最速ルートを案内する動的経路誘導システムDRGSを開発しています。さらに、ユーザーの回遊性を高めたり、情報提供・活用を促す試みとして、「創発型まち遊びツール」があります。これは、横浜の都市部に車で来た人に、車を止めて自転車に乗ってもらうというモニター調査で、GPS機能付きの携帯電話を渡して、固定した通過地点を通ると交通エコポイントがつくという仕組みになっており、ポイント制度によるインセンティブの誘発をねらったものです。

#### 講演⑤「道路管理システムの現状と課題」

財団法人道路管理センター  
常務理事 佐野正道氏

道路管理センターでは、GISを活用して地下の埋設物件を管理する道路管理システムROADISを19年前に構築しました。このシステムは、地形に関する地図情報と道路に関する施設情報、関係公益事業

者が管理する占有物件の埋設位置情報、埋設物等の属性情報から構成されており、①道路地化埋設占有物件の適正管理、②道路占有許可申請手続きの電子化、③道路工事調整の円滑化を目的としています。道路・地形データは、道路台帳図(500分の1)や自治体の都市計画図(2500分の1)を基に構築し、年1回以上更新するというルールになっています。一番の問題は、データの精度(地籍関係の図面より精度が劣る。)であり、道路管理者によって精度が異なるため、実際に合わせると1～2mずれることもあります。最近では、都市部の基準点が増え、大阪などでは情報が電子化されており、電子化されている道路情報を自治体から入手したときはデジタルのまま処理しています。今後は、基準点位置情報のデータベース化、道路台帳地図の電子化、データの相互利用が大事になってくると考えています。この際、自治体によって道路・地形データの仕様が異なると、データ交換フォーマットがそれぞれに必要なので、データ項目およびファイル形式の共通化が望まれます。また、管理センターでは、まだ旧測地系を用いていますが、最近では世界測地系でのデータ提供も増えているので対応しなくてはならないと考えています。そのほか、各自治体の整備するGISと道路台帳図とのリンクも考えなければなりません。ROADISは、道路管理者と埋設物提供者との共同システム(費用負担は占有物提供者)であるため、現在のところ、一般利用は不可であり、対象地域も限定的ですが、将来的には、道路地形のみでも一般に公開し、多くの人に利用してもらうなど、高コストで閉鎖システムから低コストで開放システムにしていきたいと考えています。

#### 講演⑥「ロボットが街を自律走行する～つくばチャレンジ2008の紹介」

筑波大学システム情報工学研究科  
教授 油田信一氏

昨年1月20日～21日に開催された「つくばチャレンジ2008実世界ロボットチャレンジ：日常生活空間で自立的に働くロボットを目指して」について映像を交えての紹介です。最近では、一般生活のなかで働くロボットに期待が寄せられ、ロボットには、様々な空間で自ら移動して作業することが求められています。移動ロボットの研究においては、作業空間の大きさ、すなわち、環境を知ることの難しさをGISにより補い、事前に地図を作ることによってセンサー能力の不足を補っていますが、自立ナビゲー

ションのシステム(とにかく目的地まで行く、そのための経路を知る、経路をどう通るか判断できる、通れないときに何とか対処するという一連のシステム)を確立することが最も重要です。そこで、研究者と一般のロボット愛好家が一緒になって、人々の生活空間を実際にロボットに動き回らせ、実世界の物理的・社会的問題を経験し、情報を共有しようという趣旨のもと、アメリカのグランドチャレンジを参考に、「つくばチャレンジ」を始めました。これは、つくば市遊歩道1 km (つくば公園通り、エキスポセンターから駅の往復)を、あるがままの環境で(掃除をしたり目印をつけることなしに、ロボットが人間に危害・恐怖感を与えたり邪魔しないように)、自律的に(エネルギー源及び情報処理システムもすべて搭載して)ロボットを走らせるというコンテストです。1 kmを完走させることができたのは、2007年は33チーム中3チーム、2008年は50チーム中1チーム(YAMAHA)のみでした。位置確認にはGPSを用いているロボットが多いのですが、RTKでは木があるので難しく、DGPSでは建物があるので難しい。一方で、地面のランドマークには、下水マンホールなど金属製のものが多く検知しやすいなど、実はこれが重要な研究テーマでもあります。(詳細はwww.robomedia.org/challenge参照)

## パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、主に、道路情報の提供とそのインセンティブ、データの管理・活用、ロボットやPMVの可能性について議論されました。

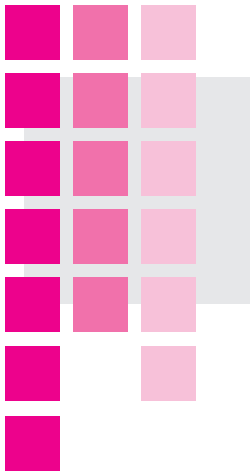
たとえば、「道路管理者(発信者)側から更新情報をセンターに登録して自治体が発信するというシステムを作ってほしい。」という会場からの要望に対し、「情報を出してもらうのは重要だが、出す側のインセンティブも必要。欧州が取り組んでいるROSATTEは、優先標識の情報により、法定速度・道路規則などを守らせたいというインセンティブがある。(三菱総研:中條氏)」という意見や、「ROADISは、情報を提供するだけでなく、道路管理者も工事を効率的に行えるなど、自治体にとってメリットがある。(道路管理センター:佐野氏)」という意見がありました。また、「TomTomは、道が工事中だと迂回ルートを教えてくれるのでユーザーがデータを入れる、結果としてフィードバックが多くなる、というおもしろいしくみになっている。交通管制センターのデモパネルではVICSと携帯で連携させてフィードバックをもらうことになっているが、イン

センティブがない。ユーザーを巻き込むためにはどうすればよいのか? (CSIS:柴崎氏)」という質問に対し、「『創発型まち遊びツール』実験の端末では、お気に入りのお店・夜景スポットなどの情報を入れてもらってポイントをつけると情報が集まる。お店の情報をお店に入れてもらうのは大変でも、地域にいる人が参加するのはブログ世界の現在にはよい。道路が変、駅の階段が嫌、というような情報も入る。(日産自動車:原)」という意見がありました。

一方、「車の無人走行の話も出ている時代にロボットが1 kmも進めないのには驚いた。」という会場からの感想に対し、「人を避けてロボットが通るとなると1 cm単位の精度が必要になる。時間をかけさえすればできるが、動きながら何かをやるのは難しい。カーナビはすごいが、道路上にいるという前提でサービスをしている。(筑波大:油田)」という意見がありました。また、「ロボットは地図を確認しながら動いているので、ロボットに変化を教えてもらって新しい地図ができるという可能性はないか? (CSIS:柴崎)」という提案に対し、「一度ロボットを走らせてデータをつくれれば、そのロボットの能力に応じた地図をつくるという点で興味深い。屋内環境で実験している警備ロボットでは、対象物の増減や移動を検知して表示されるようになっている。これを使って不審者を発見できればおもしろい。具体的な目標を設定すれば、協力できるかもしれないが、自立で動かそうとすると大変。警備ロボットにしても、床は平ということは約束されている。どの程度のことが約束されているかによってもできることが変わってくる。(筑波大:油田)」という回答がありました。さらに、「自動車の自動走行に関する研究では、透明のものがあるとわからない、建物の高さがわからないなどの制限がある。電気自動車のブレーキを考えると、道路の傾斜がわかるといい。PMVのようなものができたときには、三次元(段差、勾配)のデータがほしい。(日産自動車:原)」という意見もありました。取材:広報員 剣持智美



パネルディスカッション



# ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009 Part8 「地理空間情報と地図整備」

札幌会広報部理事 森田和夫

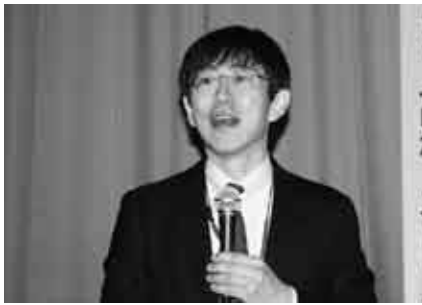


平成21年2月27日、札幌市中央区／ホテルライフォート札幌において、「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009」が開催されました。道内はもとより、全国各地から300名を越える参加者がいました。会場の一角には、札幌土地家屋調査士会による無料登記相談コーナーも設けられていました。

## 【第1部】

### 講演「地理空間情報の活用について」

東京大学 空間情報科学研究センター センター長  
工学博士 柴崎亮介氏



東京大学 柴崎亮介教授

地理空間情報活用推進基本法…誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を利用したり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる地理空間情報高度活用社会の実現

#### —基本法成立の背景—

- ・2010年代中頃に次世代衛星測位システムによる新時代が到来。衛星個数が31機から約120機に大幅増、利用可能性、精度が飛躍的に改善。
- ・電子地図などの整備が進みインターネット上でも実サービスが開始され始めた。GoogleMap、GoogleEarth、YahooMapなど。
- ・ITS（高度道路交通システム）をはじめとして「実

空間情報」を利用する新しいサービス、システムの登場が期待される。リアルタイム測位+電子地図の複合利用。

#### —衛星測位システムの国際的ネットワーク—

IGC…米国(GPS)、ロシア連邦(GLONASS)、EU(GALILEO)、中国(北斗)、日本(準天頂衛星)等すべての衛星測位システム間の情報交換・調整の場を設置。

#### —ITS(高度道路交通システム)—

安全や環境負荷抑制のための運転支援。高精度で安定的な測位技術と3次元電子地図利用技術、制御技術などの組合せが重要。最近のカーナビの国際的状況、もはや日本が「利用先進国」では、ない。道路測量成果を保有する地方自治体との連携が特に重要なポイント。

#### —INSPIRE(EUによる地理空間情報基盤構築プロジェクト)—

環境保護を大きな背景として共通の環境施策や市民のために価値のある調和のとれた空間情報を整備する。互換性を確実にするための共通標準やプロトコルに基づいた集約された空間情報提供サービスの確立。

#### —ロボットと電子地図—

ロボットがサービスを実現するためには、人の位置(空間)・行動の意味づけが大事。JARA(日本ロボット工業会)からロボット用位置情報の国際標準を提案中、韓国などからも提案があり国際的な競争領域である。移動するモノ・人に関する情報が爆発



的に増えそう。実世界と情報世界の統合がGoogle以降の共通ポイント。

#### —これからの展望—

- ・「新社会資本」のパトロンを見つけ出す。費用対効果の良さ国際競争力育成効果などを「定量的」に評価する。高いレベルでの政策論議、それに耐える資料の整備。新しい社会的なビジネスモデルを確立して既存のデータ(CAD、GISデータなど)の流通・高度利用を実現する。まずは、既存の組織(自治体、国、民間)の共同化。
- ・4次元ネットワークセンシング&シミュレーション技術。人・モノ・環境の動態をリアルタイムで計測し短期予測をしてサービスにつなげる技術。
- ・個人情報保護と高次元利用の両立の促進。技術と制度、社会的認知が必要・認証制度。
- ・地理空間情報の広域共同整備によるコスト削減。
- ・情報流通ビジネスの発展。商品販売へも波及、地図・測量情報も同じ構造。土地家屋調査業務に関わる情報を集約することによる地域ビジネス。

## 【第2部】

### 講演「国土地理院の基盤地図情報の整備事業」

国土地理院 北海道地方測量部  
地理空間情報管理官 高橋英尚氏



国土地理院 高橋英尚地理空間情報管理官

#### 地理空間情報と地図整備

##### —測量法と公共測量作業規定準則の改訂—

測量法改正の要因となった主な出来事として測量・地図作成を取巻く環境の変化、測量行政懇談会の報告書、規制改革民間開放推進3か年計画の指摘などがあり改正のポイントは、国が保有する地図等のインターネットによる提供、測量成果の複製承認

に係る手続きの簡素化、測量成果のインターネット上でのワンストップサービスなどがある。

##### —公共測量作業規定準則の改定—

多様な測量作業方法の規定、測量成果の電子化の推進、地理情報標準への対応、基盤地図情報の整備の促進などがある。

##### —地理空間情報活用推進基本法—

地理空間情報の相互利用や高度な活用を図り国民生活の向上を図るため国や地方公共団体の責務を明らかにし総合的計画的な施策を行う。

- ・政府は、地理空間情報活用推進基本計画を策定しなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、基盤地図情報の整備に必要な施策を講じなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、基盤地図情報を相互活用する。
- ・国は、基盤地図情報をインターネットで無償提供しなければならない。

##### —基盤地図情報とは、何か—

- ・GISで利用できる共通の白地図であり位置の基準となるものであり国、地方公共団体が作成、誰でも利用可能。
- ・都市計画基図、道路台帳付図、河川台帳付図等を利用する国は、整備に係る技術上の基準を定める。

##### —国土地理院の基盤地図情報の整備計画—

平成23年度末までに都市計画区域の基盤地図情報を整備する予定。空中写真の撮影とオルソフォト・標高データの作成、地上20 cm解像度の空中写真は、平成23年度末までに都市計画区域を。地上40 cm解像度空中写真は、平野部を中心に定期撮影する。

##### —地理空間情報活用推進基本計画が目指すべき姿—

- ・国土利用、整備及び保全の推進。
- ・行政の効率化高度化。
- ・国民生活の安全、安心と利便性の向上。
- ・新たな産業、サービスの創出と発展。

#### 重点的施策

- (1)平成23年度末までの計画である。
- (2)「地理空間情報と基盤地図情報の整備、提供、流通」「衛星測位」「産学官の連携」
- (3)関係法令の改正、他の政策との整合
- (4)目標達成のチェックとフォローアップ

### —地理空間情報と土地の境界に関する測量—

- ・不動産登記法、測量法、国土調査法など関係法令を整備し地理空間情報及び基盤地図情報の整備に貢献することが期待される。
- ・地籍図、登記所備付地図と基盤地図情報は、相互に有効活用できる。
- ・地籍調査の進捗を図る。
- ・都市再生街区基本調査の着実な推進。
- ・平成22年までに登記所備付地図などの電子化。
- ・筆界特定制度やADRを活用した地籍の明確化。



会場風景

### —電子国土と地理空間情報—

2003年7月から電子国土ポータルサイトの運用開始、電子国土Webシステム、電子国土に関する技術情報やツールを無償提供。

#### 【最後に】

平成19年8月29日地理空間情報活用推進基本法が施行されこの基本法第9条の規定に基づき、「地理空間情報活用推進基本計画」が平成20年4月閣議決定されました。この動きの中でさまざまな業界において「地理空間情報」を活用したシステムが整備利用され始めています。我々土地家屋調査士も「地理空間情報」の一翼を担うべく一層の努力が必要であると強く感じるシンポジウムでした。

最後に遠方から参加いただいた他会の皆様・参加者の皆様に御礼を申し上げ報告を終わります。



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

# 三徳山 — 信仰の山と文化的景観 —

鳥取県土地家屋調査士会 広報部理事 福山英雄

## はじめに

三徳山<sup>みとくさん</sup>はラドン温泉で有名な鳥取県三朝町<sup>みささ</sup>にあります。標高は900メートルで、山全体が国の史跡名勝に指定されています。慶雲3(西暦706)年<sup>えんのおづめ</sup>に役小角が開山して以来、修験道の行場として栄えた神秘の山です。

## 概要

三徳山は中央貴族、近世大名等を始め多くの人々が信仰を寄せた山陰の霊峰である。ここには信仰によって結ばれた人と自然の良好な

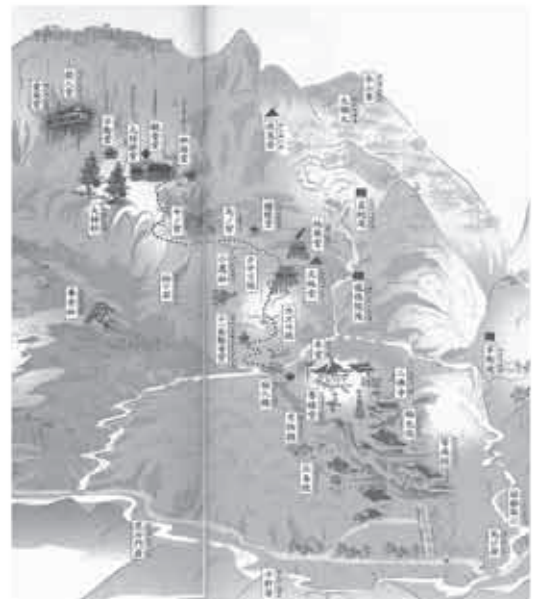
関係が今も持続しており、地域に守り伝えられた生活と文化がある。

霊峰として信仰を集める山は日本のみならず世界の各地に多くあって、それぞれの地域で独自の信仰が人々の間に受け継がれている。また、各地域には独自の生活文化や様式が伝えられている。多くの国宝・重要文化財を伝える三徳山は、そうした数ある宗教・信仰・習俗に関係する同種資産の中にあって、既に国の名勝・史跡に指定された景勝地、信仰の場、宗教施設群としての価値が高いだけでなく、「人と自然の調和」という思

想が顕在化した信仰の空間として、時代を超えて人と自然との関わりを示す文化的景観の顕著な事例である。ところで、多くの霊峰が遠方からも認識されることを意識したかのような高峰であるのに対し、標高900メートルの三徳山は高さ<sup>と</sup>と遠望を誇るものではなく、知るものにしかその所在を認識できない山である。つまり、三徳山の信仰は単に峰の高さ、山容の美しさ、険しさに求められたものではない。三徳山には、一般的に標高800メートルより高い場所に生育するブナが標高400メートル付近から認め



位置図



三徳山の全景図

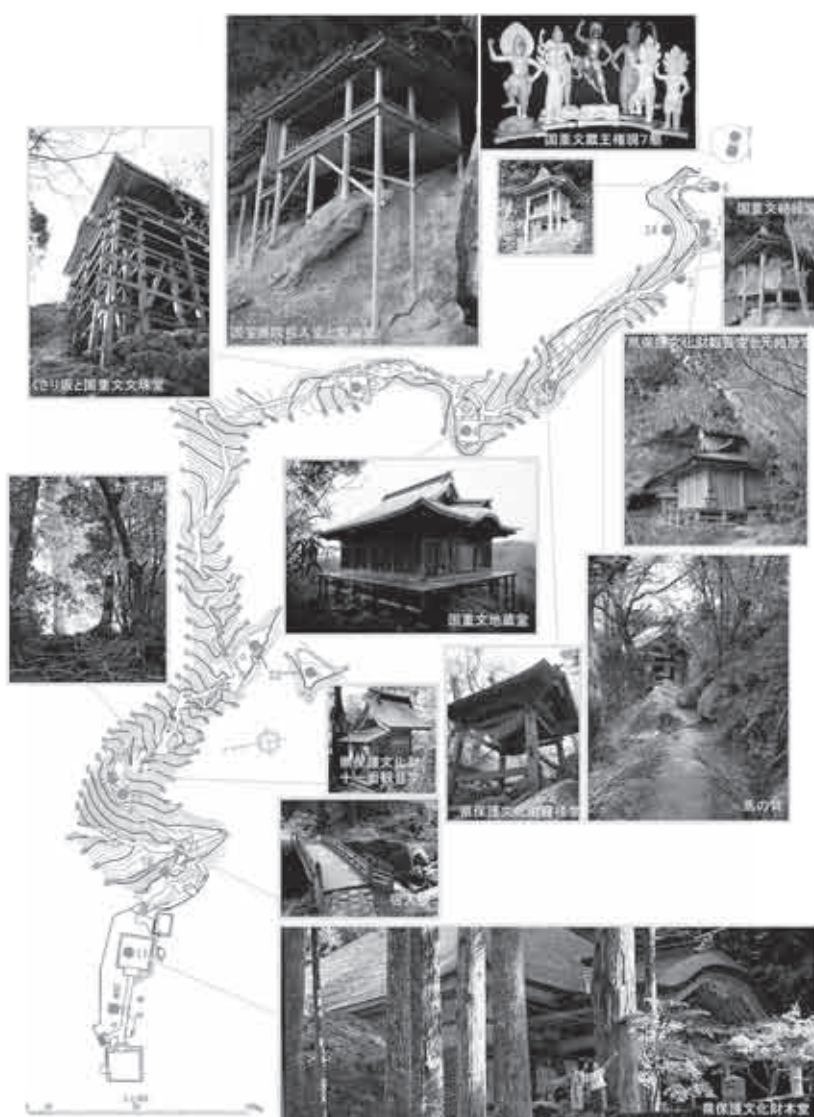


られるように、標高に比して冷涼な環境を好む植生が形成されている。こうした自然環境が三徳山の神聖な雰囲気を醸成している。また、三徳山の神聖な空間、その中に点在する奇岩、岩窟、滝は多くの修験者の信仰を集め、修験道場としての知名度を高めた。照葉樹林からブナ林帯へと変遷する植生の垂直構造が良好に残る自然林は今の時代に貴重なものであり、今も信仰の基盤をなす原生的な自然環境が三徳山には保全されている。平安時代には天台宗三徳山三佛寺が建立され、蔵王権現を正本尊に祀る国宝奥院「投入堂」が建立される。投入堂は神仏習合を表す建築の最古例として貴重な建造物であり、今も三徳山信仰の象徴である。そして、この投入堂に至る道程は山林修行の場として行者道と呼ばれている。行者道には地形を巧みに利用した一筋の道があり、投入堂を目指す過程に仏教建造物群が配置されている。

行者道を構成する仏教建造物群の特徴は、自然を改変することなく、急峻な岩場の地形と一体化した懸造によって建造されていることにある。三徳山信仰の中核をなす行者道は、三徳山特有の自然環境の中に神仏を見出し、自然環境との調和を目指す優れた設計思想を具現化している。人類の創造的才能を示す三徳山の景観は、開山して1,000年以上の時を経た今も、峰入りした人々に深く感動をあたえている。



御幸行列



資産に含まれる文化財の位置図と写真



国宝奥院投入堂と愛染堂



法会散華



重要文化財木造蔵王権現立像



県保護文化財本堂



馬の背

協力：鳥取県教育委員会文化財課  
 鳥取県三朝町地域振興課世界遺産推進室  
 参考引用：世界遺産暫定一覧表記載資産候補に係る提案書  
 写真、資料提供：鳥取県教育委員会文化財課  
 鳥取県三朝町地域振興課世界遺産推進室

## おわりに

鳥取県内には三徳山の歴史的背景となる重要な歴史・文化遺産が東西広範囲に点在している。国史跡伯耆国府及び国分寺・国分尼寺等の古代遺跡群、伯耆一宮経塚、平安時代から西日本最大の霊峰として多くの信仰を集めてきた大山

等は、山林仏教寺院として顕在化する三徳山と歴史上の関わりの深い資産である。さらに、エンタシスの柱とパルメット文様で飾られた古代の石造物として知られる岡益石堂(陵墓参考地)、国史跡上淀廃寺跡から出土した法隆寺金堂壁画と並ぶ国内最古級の彩色仏教壁画等は、鳥取という地域がシルク

ロードを介し遠くヨーロッパ世界ともつながり、東アジア世界に大きな影響を与えた仏教文化が色濃く受容された地域であることを示している。こうした歴史的背景、風土の中に育まれてきた三徳山を人類の貴重な文化遺産として残していかなければならないのではないのでしょうか。



## —土地家屋調査士のためのオンライン申請—

日本土地家屋調査士会連合会オンライン登記推進室 委員 中原照泰

### はじめに

不動産登記のオンライン申請については、既に株式会社テイハン発行「登記研究」において司法書士 西澤英之先生による「実務家によるオンライン申請の手引き」が5回(平成20年6月号～10月号)にわたって掲載され、パソコンの環境設定から登記の申請に至るまで詳しく解説がされたところです。今回、表示の登記に関するオンライン申請の解説を行うこととなりました。できるかぎりわかりやすく、より実践的な内容を心がけてまいりますので、どうか最後までお付き合いくださいますようよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年1月からいわゆる「特例方式」が導入され、オンライン申請には大きな弾みがつきました。しかしながら、権利に関する登記に比べて表示に関する登記の申請件数はまだまだ少ないようです(千葉和信「不動産登記のオンライン申請利用促進策実施後の利用状況の分析」登記研究726号3ページ)。一方、平成21年度税制改正大綱において、登録免許税のインセンティブ措置につき、建物の所有権の保存の登記の申請にあっては、当該建物の表題登記の申請をオンラインにより行われたものに限って適用することとされ、同大綱に基づく法律案(所得税法等の一部を改正する法律案)が、1月23日に閣議決定されて、国会に提出されています(財務省のホームページ(<http://www.mof.go.jp/houan/171/houan.htm#sy3>))。この措置は、平成22年1月1日から施行される予定とのことです。我々土地家屋調査士は、それまでには、オンライン申請の準備を十分しておく必要があると考えます。この点については、「登録免許税のインセンティブ措置を受けるためには、表題登記を必ずオンラインで申請しなければならず、表題登記の申請人をはじめハウスメーカーや所有権の保存の登記の申請代理人である司法書士から、我々土地家屋調査士に対し表題登記をオンラインですることについて、強く要請されることは明らかである」(下川健策「オンラインによる登記申請の(緊急的)必要性」登記研究730号55ページ)との指摘がされています。

本稿では「公開鍵暗号方式」のような難しいシステム上の解説は避け、ただただシステムを使いこなせるようになることのみを主眼をおいて解説していきたくと思います。読者の皆様がこれをきっかけに少しでもオンライン申請を身近なものに感じていただければ幸いです。

なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解ですのであらかじめお断り申し上げます。また、パソコンの取扱いに関する記述には、必ずしも一般的でない表現があるかもしれませんがあらかじめご容赦のほどお願いします。

さて、ストーリーの設定は西澤先生と同様に若手土地家屋調査士の新川さんとベテラン土地家屋調査士の古山さんという新旧土地家屋調査士の対話形式で始まります。初回のテーマはオンライン申請の「環境設定」です。前掲西澤先生の解説と重なる部分もありますが、土地家屋調査士の場合は、日本土地家屋調査士会連合会が、オンライン申請の利用促進のため、会員用に無料で提供している特別なセットアップツールがあります。この環境設定用ソフトを中心にお話しを進めさせていただきます。

### 環境設定編

#### ある法務局のロビーにて

古山：よお！新川君久しぶりだね。最近は減多に法務局で会わなくなったね。不景気のせいで仕事が少なくなったのかな。たまには私の事務所の測量でも手伝ってくれるかい？

新川：先輩、御無沙汰しています。残念ながら大忙

しのてんでこ舞いです。とても他の事務所の手伝いどころではありませんよ。法務局でお会いしなくなったのは登記の申請方法を書面申請からオンライン申請に切り替えたので、それでお会いする機会が減ったのでしょう。

古山：オンライン申請？パソコンの環境設定自体難しく普及するにはまだまだ先の話だろう？それに表示に関する登記については何らのインセンティブ



もないと聞いたよ。

**新川**：とんでもありませんよ。確かに現在は、権利に関する登記のように登録免許税の軽減などのインセンティブ措置は設けられてはいません。それでもオンライン申請を始めたらもう書面申請は億劫で戻れませんよ。この便利さがオンライン申請本来のインセンティブだと思います。昨年1月から導入された「特例方式」がオンライン申請を一段と楽なものとなりましたね。

**古山**：本当かな？君のような若い人は覚えが早いから良いけど、私なんかキーボードを見ただけで嫌気がさすよ。それにもう後何年この仕事を続けられるかわからない。体力的、知力的にも限界だな。無理をせず、このまま書面申請で終えようかと思っている。その方が楽だからね。

**新川**：あれほど進取の気性に富んでいらっしゃった先輩がそんなことおっしゃるなんて寂しいな。この地域で一番最初にトータルステーション(距離と角度を一つの器械で測れるもの)を導入されたのも先輩ですよ。いつも時代の先頭に立たれていたではありませんか。

**古山**：そんなに持ち上げるなよ。それに古代中国の言葉に「機械有る者は必ず機事有り。機事有るものは必ず機心有り」と言うこともある。

**新川**：随分と難しいことをおっしゃる。それは所詮屁理屈でしょう。最初のうちは四の五の言っても、結局は便利なものは使うのですよ。それが世の常でしょう。それにご自身の都合でオンライン申請を忌避されていますがそれで良いのでしょうかね。書面申請にしてもオンライン申請にしても、その選択権は依頼者である国民の側にあるではありませんか。

**古山**：そう責めてくれるな。うちの事務所には後継者もないし、新しいものに対する意欲が以前のようにわかないのだよ。

**新川**：先輩の事務所はともかく、実際、毎年500名前後の後継者は生まれていますよ。その方々からは、まだまだ土地家屋調査士全体の仕事量の大きな部分を担っていらっしゃる先輩達の姿がどのように見えるのでしょうか。そのようなお気持ちでは、この職能が古い体質で覆われ、魅力のないものと映るのではないでしょうか？ここ10年ほどの土地家屋調査士受験出願者数の推移にはたいへん興味深いものがあり

ます。司法書士試験の出願者数が右肩上がりです昇しているのに反し、土地家屋調査士試験の出願者数は1万人を切って久しく、長期低落傾向に歯止めがかかりません。(図1)国民から見て土地家屋調査士は夢のない職能となりつつあるのではありませんか。

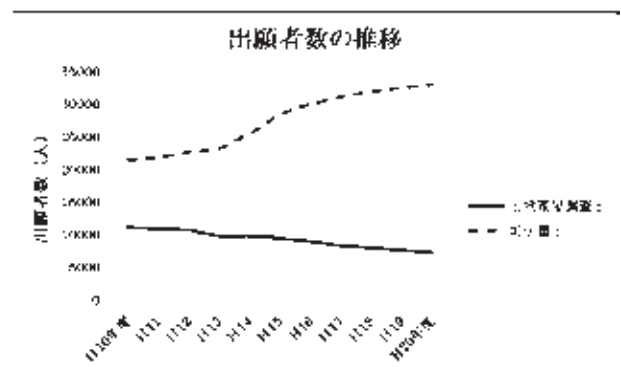
**古山**：そういえば、昨年、日調連(日本土地家屋調査士会連合会)が配布した会員向けパンフレットに『不動産のオンライン登記申請は「土地家屋調査士」が拓きます』というキャッチフレーズがあったね。日調連はこの「オンライン申請」を起死回生の一つのチャンスとして捉えているのかもしれないな。いずれにしてもこれまで大変お世話になった資格だ。どんな形にせよ、微力ながらも一踏ん張りしてお役に立とうかな。オンライン申請に慣れたら、二度と書面申請に戻れないという君の言葉を信じよう。

**新川**：その意気ですよ。是非トライしてみてください。また、最初の難関であった「環境設定」(パソコンをオンライン申請できる状態にすること)も日調連が開発した環境設定セットアップソフト「らくらく」のおかげで大変簡単になりました。

**古山**：そのようだね。これまで半日がかりであったものが15分程度で完了すると噂で聞いたよ。やはり便利なものは使うに如かずということか。

そういえば、もう一つ思い出した。君がこの仕事の駆け出しの頃、手取り足取り土地家屋調査士の仕事を教えたのは私だよ。どうだい、ここで会ってこんな話をしたのも良い機会だ。私にオンライン申請の手ほどきをしないか？ここで登記事項要約書を取ったら午後は空いている。準備をするから夕方にも事務所に来てくれないか。

**新川**：昔のことを言われると弱いですね。わかりま



【図1】

した。夕方に事務所にお伺します。必要な準備(表1)をしておいてくださいね。

古山：そうこなくちゃ。ありがとう。準備して待っているよ。

新川：ところで、今お話しされた登記事項要約書ですが、いくら先輩の事務所がこの法務局に比較的近いからといって、わざわざ法務局へ登記事項要約書を取りに来なくても良いのではないですか。インターネットを利用した「登記情報提供サービス」(西澤英之「実務家によるオンライン申請の手引き(3)」登記研究726号175ページ)を御存知ないのですか?それを利用すればご自身の事務所で公図と登記記録を見ることができるのです。図面類もそのうち見ることができるようになることでしょう。それに法務局へ直接足を運ぶことと比べて、このサービスには稼働時間(午前8時30分から午後9時まで)、費用(1件480円なので登記事項要約書より安い)、表示内容(内容は登記事項証明書と同じで、請求時の日付と時間が表示される。)などに利点があります。使わない手はありませんよ。また、照会番号という便利な仕組みもあります。ただし、これはオンライン申請とは別個のサービスである

【表1】

これだけはそろえておきたいもの

パソコンはWindowsパソコン(平成21年1月末現在) Microsoft Windows 2000 Professional(日本語版) Microsoft Windows XP Home Edition(日本語版) Microsoft Windows XP Professional(日本語版) (最近のものであれば諸性能は概ね満足していることが多い)
インターネット環境はADSL以上の高速通信
電子署名するために土地家屋調査士ICカード及びICカードリーダー
日調連ホームページの会員の広場へアクセスするためのID、パスワード取得
ブラウザはMicrosoft Internet Explorer 6以上

できればそろえておきたいもの

Adobe Acrobat ・ Adobe Acrobat 5.0 ・ Adobe Acrobat 6.0(Standard, Professional) ・ Adobe Acrobat 7.0(Standard, Professional) ・ Adobe Acrobat 8.0(Standard, Professional) 注 PDFファイルを見るためだけの機能で無料配布されているAcrobat Readerとは異なります
スキャナー(A3判まで取れるものが望ましい)

ことに注意が必要です。運営主体も国ではありません。

古山：そういっぺんにいろいろ言われても理解できないよ。確かに法務局はいつも混んでいるし、道中の車の混雑や駐車場のことを考えると法務局との間を往復しないですめばそれに越したことはないね。車の事故も怖い。やはり時代の波からは逃げられないな。夕方事務所で待っているからね。

古山事務所にて

新川：こんばんは。午前中は立ち話で失礼しました。オンライン申請に必要なものはそろいましたか?

古山：午後から家電量販店へ行って買ってきた。ノートパソコンの安いのがあったので思わず衝動買いしてしまったよ。ICカードリーダーは日調連のホームページで推奨している3千円程度のものを買った。添付情報を作成するためのPDFファイル作成ソフトのAdobe Acrobatというソフトウェアが高価だったね。PDFファイルを作成するだけならもっと安いものもあったのだけど性能が違うのかな?

新川：「らくらく」で環境設定する場合には、新しいパソコンにセットアップするのが無難です。なぜなら「らくらく」は初心者向けに開発されたソフトウェアで、先輩の都合でインストールドライブなどを自由に変えられないように設定されています。また、これまでオンライン申請に必要なソフトをお使いのパソコンにインストールした履歴がある場合、必ずしもその残滓が完全に<sup>のりかす</sup>取り除かれていないケースでは不具合が生じるとの報告もされています。そのような場合には「らくらく」は使用せず、ご面倒でも法務省などのサイトからオーソドックスな方法で再セットアップしていただく方が安全でしょう。この場合は、法務省ホームページから「絵で見てわかる事前準備」(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)をダウンロードして参考にするとよいでしょう。

また、聞くところによると、ICカードリーダーの価格の差は高価なものほどカードの読み込み速度(電子署名に要する時間等)などが早いとのこと。土地家屋調査士は一度に大量の申請をすることは少ないので、安価なもので差し支えないでしょう。

添付情報としてPDFファイルを作成する必要があります。PDFファイルそのものを作成するだけならフリーのソフトウェアもありますが、土地家屋調査士ICカードで電子署名するためには日調連で配布し

ているPDF署名ツール(signed pdf version 3.4)という署名プラグインソフトとAdobe Acrobatが必要です。昨年の1月から当分の間、特例として申請情報のみをオンラインで送り、添付書類を「郵送」もしくは「持参」という申請方法が認められました。この方法では必ずしもPDFファイルを作成する必要はありませんが、オンライン申請のメリットを享受するためにはやはり電子署名を付したPDFファイル(添付情報)を送信してみたいところです。要するに不動産登記令第13条に関する問題なのですが、これについては次の機会にまた詳しくお話いたします。

それよりも先輩はスキャナー(画像取り込み装置)をお持ちですよ。添付情報をPDFファイルにするにしてもスキャナーがないと不自由です。A4サイズのスキャナーは安価ですが、できればA3サイズまで読み込めるものが便利です。

古山：うちの事務所のコピー機はコピー、ファックス、スキャナーを1台でこなす複合機だから心配ないよ。それから土地家屋調査士ICカードだけど発行に随分と時間がかかるのだね。かなり前に書類を返送してから最近ようやく到着したよ。

新川：電子証明書が記録されたICカードは実印及び印鑑登録証明書と同じです。厳格に審査され、十分なセキュリティが確保された状態で作成されるので発行には時間がかかります。ところで送られてきた封筒にPINコードが記載されていましたでしょう。あれは大切にしてくださいね。

古山：PINコードとは何なの？

新川：暗証番号ですよ。これを忘れてICカードを持っていても使い物になりません。忘れたからといってPINコードを日調連に問い合わせる方もいらっしやるのですがICカードを発行した日調連でもわかりません。忘れてそのカードを失効し、新たに発行の手続をしなければならないとのこと。

古山：それはまた時間とお金のかかることだね。大切にしなければ…。

そろそろ本題の「らくらく」のセットアップといこうか。

新川：まず、インターネット環境にあるパソコンの事前準備です。これは準備よろしいですね。ICカードリーダードライバーなどは既にインストールされていますか。これは各メーカーにより異なりますので「らくらく」では対応することができません。お買いになった

Adobe Acrobatもインストールしておいてください。

それでは日調連ホームページ「会員の広場」にアクセスしてください。会員の広場へアクセスして「らくらく」をダウンロードします。「らくらく」をダウンロードするときに下段にある「手引き」も一緒にダウンロードして良く読みましょう。A4判5枚程度ですので、できれば印刷して良く読んでください。

古山：ソフトウェア環境、WindowsパソコンのOSにVistaの記載が無いね。今はVistaが主流じゃないの？  
新川：法務省の「お知らせ」では3月頃には対応できるようにするとのこと。

それではマニュアルに則っていざという時のためのバックアップや復元ポイントを設定してからインストールとまいりましょう。

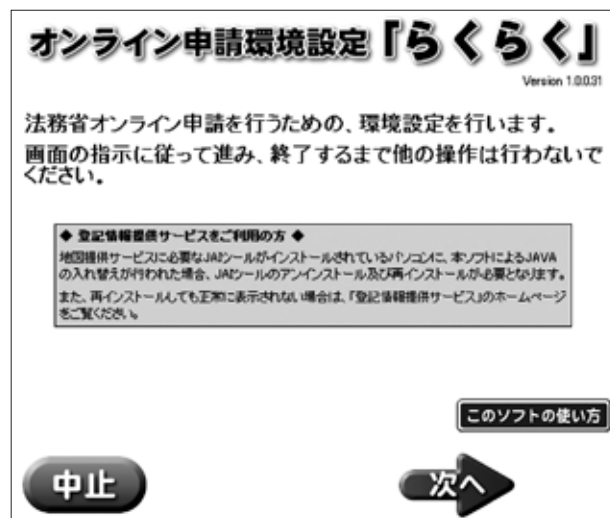
古山：なるほどね。万が一不具合があって貴重なデータを失ったりパソコンが壊れても困るからね。

さて、日調連のホームページからダウンロードした「らくらく」(図2)をダブルクリックするよ…



【図2】

新川：この画面(図3)が出たら右側の「このソフトの使い方」をクリックして良く読んでください。後は基本的に「次へ」を押していくだけです。



【図3】



この画面(図4)はコンピュータ環境の確認です。問題があれば×が出て「対応策」が表示されます。しばしばユーザー名のところに×が表示される方がいます。漢字や全角を使いがちなのですね。半角英数しか使えません。



【図4】

この画面(図5)はJavaの設定に関する注意です。お使いのパソコンがオンラインによる入札などに使われている場合、法務省のオンライン申請システムと一致しない場合があるので注意を促しています。



【図5】

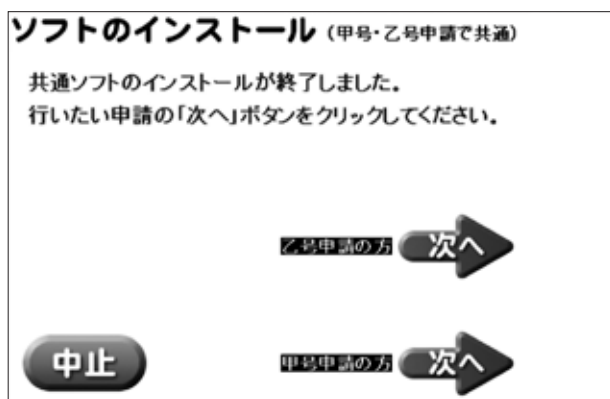
この画面(図6)の右側にある「スキップ」は、何らかの事情があってこのインストールを中断、再度インストールする場合、既にインストール済の証明書

等の重複を避けるためにあります。そのような場合に「スキップ」を押して先に進んでいただくものです。



【図6】

古山：画面下に操作の指示が出るので、いたれりつくせり親切な設計だね。パソコンに詳しくなくても迷わない。おっと、ここで(図7) 2つに別れたね。



【図7】

新川：甲号申請をしないで乙号申請(登記事項証明書等をオンラインで請求する)のみされる方はここで分かります。先輩はもちろん甲号申請を選んでください。すると次の画面(図8)で甲号申請に必要な各種ファイルのダウンロードに移ります。ここでご注意いただきたいのは日調連で配布しているICカードチェックツール、法務省のサイトで配布している住基カードなどが使用できるPDFプラグイン(電子署名に利用)が含まれていません。ICカードチェックツールは必要があれば日調連ホームページからダウンロードし、手動でインストールしてください。PDFプラグインは土地家屋調査士 PDFプラグインと同じパソコン上に入れておくのには改良を要します。



【図8】

古山：そうこうしているうちにいよいよ完了かな。  
 (図9)  
 本当に簡単だね。



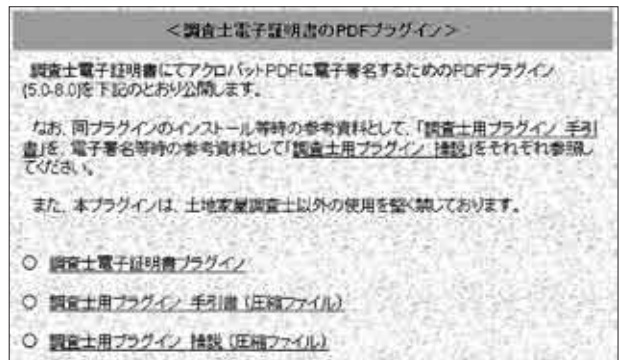
【図9】

新川：ユーザー登録は必ずしましょう。オンライン申請をするには必須です。平日の8時30分から20時まで、オンライン申請の稼働時間と同じです。ユーザー登録ではメールアドレスの登録もしましょう。登記の補正や完了の通知がメールできます。便利です。再起動したら、マニュアルを参考にしてPDFプラグインの環境設定をしておいてください。

それでおしまいです。

古山：おっと、そこが難しそうだね。

新川：大丈夫ですよ。インターネットで日調連ホームページの「会員の広場」へ行ってください。「認証局・オンライン申請関係」欄の下段、「調査士電子証明書のPDFプラグイン(5.0—8.0)」をクリック。次の画面(図10)が出たら「調査士用プラグイン操説」を右クリックしてデスクトップにでも保存してください。保存したらこのファイルを開きます。このファイルはコンパクトに圧縮されていますのでファイルを右クリックして「すべてを展開」を選択。「次へ」を2回押し「完了」を押すとワードファイルが表示されます。このファイルを表示してみましよう。それぞれお持ちのAdobe Acrobatのバージョンを参照していきます。どうですか設定できましたか？



【図10】

古山：先ほどの「らくらく」に比べるとマニュアルの内容が随分と不親切だね。それでも何とか設定できた。さあ、これで準備完了。次はどうするかな？ そうだ、次は地目変更に挑戦だ。こんどはいつ来るの？  
 新川：あれれ！午前中とは様変わりですね。先輩にはまいったな。

わかりました。こうなったら地目変更でも分筆でもお付き合いしましょう。

古山：ありがとう。持つべきものは若い調査士だね。頼りにしているよ。

(この記事は、登記研究 第732号 平成21年2月号に掲載されたものです。)

# 広報最前線

沖 縄

## 継続性のある広報活動

### はじめに

「広報最前線」という表題のとおり、全国各地の土地家屋調査士会での広報活動を紹介されて、非常に参考になり利用させていただいております。(感謝)

この度、原稿を依頼されて、「我が沖縄会では過去にどのような広報活動をして、どのような効果があったのか」と思い、早速、過去の『会報おきなわ』を事務局から取り寄せて、目を通しました。以下に報告します。

### 沖縄会の紹介

まず、沖縄会の紹介をしたいと思います。

会員数195名、7支部(那覇・南部・宜野湾・中部・北部・宮古・八重山)

管轄法務局は、那覇地方法務局管内6登記所(那覇本局・沖縄支局・宜野湾出張所・名護支局・宮古島支局・石垣支局)です。登記事務のコンピューター化に伴い法務局は統合され、16箇所ありました登記所も6箇所に統合されています。

沖縄会は、昭和40年に琉球土地建物調査士会を設立し70名の会員が登録しました。昭和47年5月15日、本土復帰により沖縄県土地家屋調査士会となり現在に至っております。

### これまでの広報活動

沖縄会における広報活動は、全国各地の調査士会で行われているような活動がほとんどですが、その中で沖縄ならではの活動を紹介します。

昭和56年から表示登記の日と法の日の年2回、「無料土地家屋調査士登記相談会」を開催しています。

昭和60年から無料相談会に変わって、表示登記の日に会員及び法務局職員による駅伝大会を開催しています。沖縄本島北部から那覇までを、タスキをつなぎ、のぼりを掲げ・横断幕を掲示し、“土地家屋調査士”をPRしました。

駅伝大会は、平成5年の第8回大会まで開催されましたが、会員へのアンケートの結果から中止となり、街頭宣伝(各支部会員を主要箇所に配置しパンフ・チラシ配布)に変わりました。

支部独自の活動として、北部支部・中部支部・八重山支部・宮古支部は、地域のイベントへの参加で、旧暦の5月4日に沖縄各地で行われる「ハーリー大会」(海神祭)に沖縄県土地家屋調査士会と書かれたハッピーを着て出場しました。

那覇支部では、平成13年からチャリティーボウリング大会を開催し、身体障害者福祉協会にチャリティー募金を寄付しています。これは、現在も継続しています。



平成4年駅伝大会



平成5年度からの街頭宣伝活動



旧暦5月4日のハーリー大会(海神祭)

平成20年10月1日(法の日)には、各支部長と相談して各支部の公共施設において無料相談会を開催しました。

メディアの活用としては、新聞広告を無料相談会や各活動するごとに検討し実施しています。



それから広報グッズの作成は、チラシ・シール・ポスターなどいろいろ工夫をして作成しています。今年度は、九州ブロック協議会担当者会同において紹介のありました熊本会のアイデアを利用させていただき、三つ折り名刺サイズのリーフレットを作成しました。各会員の事務所の住所・氏名・電話番号などを一面に記載・印刷できるようにして、調査士制度を残り5面にわたって紹介するものです。「境界立会のお願い」「筆界特定制度」「おきなわ境界問題相談センター」「土地家屋調査士の仕事」「境界標設置の促進」です。

境界立会作業の際に隣接土地所有者へ名刺の代わりに配布することにより、土地家屋調査士の仕事を紹介し広報することになります。

## 会報おきなわ

創刊号を昭和62年1月1日に発行してから、現在第40号、年2回(3月1日・9月1日)の発行を継続しています。

会員への配布のほか、管轄法務局管内登記所などへも配布し、会の活動をPRしています。

会報は、挨拶・論文などの文書のみ掲載が多く、文字が小さかったため、会員に敬遠されがちでしたが、現在は写真を多く使用し、堅苦しくならないように努めています。

## ホームページ

沖縄会のホームページは、平成15年3月31日に広報部員により作成されました。

平成18年からは会員用のページを作成し、内部広報を充実させ



無料相談会ポスター



三つ折りリーフレット

ています。

会員用に掲示板も作成し、会員間の情報交換の場として利用されています。

広報部員による管理のため、更新の遅れや表示のミスがありますが、会員の皆様は心の広い方が多く、温かく見守ってくださいますので助かります。

## これからの広報活動

過去の広報活動を顧みて、無理のある活動・その時ばかりの活動が多く見られ、活動の内容についての資料がほとんど残されておらず、新規の広報部員に継承されていません。

会報に掲載の広報部員の言葉には、「今後も継続していきたい」と書かれていますが、翌年には実施していないことがあります。

継続性のある広報活動のためには、資料の作成・保存が不可欠だと思います。

過去の広報活動の資料があれば、無理なく活動ができるものと思います。

今回、「沖縄会の独創的な広報活動の紹介を」と考えましたが、継承された資料が少なく、過去の会報を読み、本稿を執筆いたしました。

広報活動は、全会員が協力して地域ごとに幅広く土地家屋調査士をPRすることが、大事だと思えます。それと無理なく継続することが一番大事だと思います。

日常業務の中での広報活動を各会員で行うことができる、三つ折り名刺サイズリーフレットの活用が多くなればよいなと思っています。

最初にも書きましたが、「広報最前線」は、全国各地の土地家屋調査士会での広報活動を紹介されて、非常に参考になっております。これからも継続して掲載をよろしくをお願いします。

沖縄県土地家屋調査士会  
広報部長 伊波 学

# 土地家屋調査士制度制定 60周年記念事業について(案)

愛知県土地家屋調査士会 広報部

愛知県土地家屋調査士会広報部では、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたり、記念事業として伊能大図展を検討しています。各単位会で様々な企画が検討されていますが、それらが連携し会員の方々が一体となって実施することができれば、一つの大きな動き(波)になるはずで、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業は、制度広報の枠を超えて、新たな領域へのステップアップの機会になるものと考えます。

## 1. 企画の主旨

土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたり、私たちの業務、地図・境界情報といった「地籍情報」の根幹をなす情報の提供者、さらには、筆界にまつわる紛争の解決者としての土地家屋調査士の存在、職能をPRすることを目的とする。

今回、全国で巡回展示される伊能大図を広く一般の方に公開することによって過去から現在までの地図の歴史、その役割、地図の活用方法等に関連する研究者、専門家集団、行政機関等との連携を深め、「地籍学」の創設に向けた活動の一助をなすものとする。

## 2. 企画案及び事業規模

伊能大図展、シンポジウムの開催を検討する。ただし、現段階では企画案なので会場、開催時期等については未定である。

### 伊能大図展について

主催 愛知県土地家屋調査士会  
後援 愛知県下の自治体 名古屋法務局  
          国土地理院 地方新聞各社 他  
共催 測量協会 他  
会場 ナゴヤドーム  
日時 平成22年10月中旬(未定)  
対象者 一般の方 会員 地方公共団体職員  
          歴史研究者 各士業団体

### シンポジウムについて

シンポジウムに関しては、予算の関係で伊能大図展と同時期に開催できるか検討が必要である。構成案としてテーマに沿った専門家による基調講演とそれを受けた関係専門家によるパネルディスカッション、出席者による参加型(質疑応答など)といった今

まで各会で開催されてきた形式による。

### シンポジウムのテーマ案について

- ①伊能忠敬翁について
- ②地図の歴史(伊能大図から最新地図)
- ③地図の活用(震災復興時、紛争解決など)
- ④その他

## 3. 予想・期待する効果について

伊能大図展に関しては、愛知県土地家屋調査士会(以下、愛知会という。)では、平成16年10月30日、31日の2日間にわたり「アメリカ伊能大図里帰りフロア展 in ナゴヤドーム」に参画した経験があり対応は可能である。(来場者数：23,766名)

当時は、大規模な宣伝活動が行われていたため(伊能大河ウオークの開催など)伊能大図設置時には、マスコミに注目されテレビ局、中日新聞等の取材を受け、「ナゴヤドーム」の知名度を利用できたため(中日ドラゴンズのホームグラウンド、ドラファンの聖地)上記のように2万人を超える来場者があった。

ナゴヤドームでの開催が可能であれば、同様の来場者数が見込まれ、シンポジウムを伊能大図展開催後に実施できれば、「シンポジウム開催告知」も行えるので、シンポジウムへの参加者が期待できる。

ただし、前回の展示では、入場料を「無料」としたことがその一因であると思われるので、伊能大図展の入場料等については検討が必要である。

## 4. 愛知会としての関わりについて(案)

伊能大図展に関しては、平成16年の経験があり対応は可能であるが、周年記念事業を単位会の事業として実施することの位置付けを明確にする必要がある。(70周年、80周年と続く)また、シンポジウ

---

ムに関しては、愛知会ではこれまで「あいち境界シンポジウム」として15回の実績があるが、同様に単位会として行う事業としての位置付けの検討は必要である。

伊能大図展の企画の段階で考えられる関わりとしては、連合会との連携(既実施会との連携、情報共有など)、共催団体との調整、当日の人的サポート、広報・宣伝活動などが考えられる。シンポジウムに関しては、当日のスタッフ(受付等)、パネラーなどの人的サポートなどである。

全体的には、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業を通して私たちの業務、地図・境界情報といった「地籍情報」の根幹をなす情報の提供者、さらには、筆界にまつわる紛争の解決者としての土地家屋調査士の存在、職能をPRする部分について関わりを持つことになる。

## 5. 土地家屋調査士として関わることによって 予想・期待される効果について

このような大規模なイベントを企画・運営することにより、土地家屋調査士がどのような職能集団であるのかを認知してもらうことができる。また、当日の運営スタッフとして活動することによって土地家屋調査士の制度広報に努める。更に企画・運営にあたっては、会員・支部の協力が不可欠であることから、会員同士、本会と支部の間での一体感の形成が期待できる。

二次的な効果としては、地方公共団体職員へ地図の重要性(境界情報や不動産に関する位置情報など)

をアピールすることにより、現在、多くの単位会で防災協定締結が進められている中、東海、東南海で予想されている大地震の震災後における社会インフラ復旧に必要な活動に、登記・境界に関する専門家として貢献できることをPRする。

## 6. 終わりに

今回の企画案は登記・境界に関する専門家、地籍に関する情報の提供者としての土地家屋調査士が、その原点となる地図に関するイベントとして伊能忠敬翁が200年以上前に作成した伊能大図を展示することで震災復興、都市計画策定時、境界にまつわる紛争解決に役立つ職能集団であることをPRできるといった観点から土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として適当であると考えている。

また、制度制定から60年間の経験は、現在進められている地籍学の創設、それに伴い新たな活動領域の獲得などのきっかけになるものと確信する。さらに、土地家屋調査士制度が社会インフラ構築時において必要であることを広く継続的にPRしたい。

しかし、100年に1度といわれる経済状況下においてこのような時期に大規模な制度広報を目的としたイベントの実施については、会員の方の理解と協力が必要であることはいうまでもない。

なお、現段階での企画案であり、実施については愛知会としての事業化・予算化は慎重に検討しなければならないこと、諸事情によって変更・実施の断念等があることを念頭に入れている。

以上



会長  
レポート

2月16日～3月15日

## 2月17日

## 政策要望等についての打ち合わせ

自民党調査士制度推進議員連盟の石田真敏事務局次長を議員会館に訪ね、土地家屋調査士法人の設立要件等についての政策要望に関し、立法までのプロセス等についてのご指導をいただく。

## 19日

## 保岡議員連盟会長打ち合わせ

自民党調査士制度推進議員連盟の保岡興治会長を永田町の議員会館に訪ね、調査士法人の設立要件の緩和に関する政策要望について改めて趣意を説明させていただく。

## 19日～20日

## 第6回理事会

年度末を間近に控え、平成20年度事業の進捗の確認と予算執行状況の確認、平成21年度事業計画案の協議を行う。懸案の倫理に関する規定の取扱い等についても協議。

## 20日

## 菊地勇氏 黄綬褒章受章祝賀会

昨秋の褒章授与に際し、永年にわたり土地家屋調査士として業務に精励され、調査士会の役員としてもご尽力いただき、制度の充実発展に寄与されたとして5名の方々がその栄に浴された。この日は、釧路会長の菊地勇氏(元連合会常任理事)の受章祝賀会が帯広市内で開催される予定で、出席するべく理事会終了後に羽田空港に駆けつけたものの、現地は記録的な降雪とのことで北海道方面への飛行機が相次いで欠航、羽田で4時間待機したものの時間切れで出席を断念し引き返した。

## 21日～22日

ADR代理権認定調査士の活動支援のための研修会  
過去3回の特別研修と考查を経て3107名の会員が法務大臣からADR代理業務を行うことができる土地家屋調査士として認定されているが、土地家屋調査士会ADRにおいて代理人として活動しているのは極めて少ない。この要因はいくつか考えられるが、認定を受けた調査士が弁護士との共同受任の体験がないことや、紛争解決の場における代理人としての活動は未知の分野であるので、少なからずためらいがあることなどもあることが考えられる。連合会で

は各地域で代理権を認定された調査士による勉強会を奨励しているが、この日はそのモデル研修とすべく、関東ブロックのADR代理権認定調査士を対象に日調連ADRセンターが企画して研修会を開催。外部講師に法政大学大学院教授の中村芳彦弁護士、水戸地方裁判所所長の加藤新太郎判事をお招きし、代理人活動の実際、ADRにおける代理人としての倫理を含め、内容の濃い研修だった。1日目の夜のグループディスカッションでは深夜まで課題を分析研究するチームもあり、受講者諸兄にとっては自信と意欲を深める2日間となったものと思われる。

## 23日

## 谷畑孝君を励ます会

大阪市内のホテルで自民党調査士制度推進議員連盟副幹事長の谷畑孝衆議院議員の国政報告会を兼ねた激励会が開催され、大阪政治連盟の皆さんと一緒に参加。講師は中川秀直元自民党幹事長で、現下の我が国の政治情勢、経済情勢についての講演をお聞きした。

## 24日

## 自民党調査士制度推進議員連盟役員との打ち合わせ会

土地家屋調査士法人の設立要件の見直し(一人法人の制度の導入)については、予てから連合会から法務省および内閣府に設置された規制改革会議並びに自民党調査士制度推進議員連盟に要望書を提出してきたところである。その趣旨は、土地家屋調査士法人設立の人的要件は、2人以上となっている(土地家屋調査士法第31条第1項)ところ、1人法人の設立を容認することにより、個人経営に比して、①営業資金(開業時及び事業継続の両面)の確保のための金融機関等への対応が容易になる、②経営内容の明確化と同時に事業の継承が容易になることから、継続的な信頼関係が構築できる等により、依頼者等に安心と利便性を提供できる、③個人資産と営業資産の分離が可能となることに加え、従業員の福利厚生面でも社会保険等への加入などを通じて人材の確保の面において有利となる、④経営状況や収支状況などの透明性が確保され、国や公共団体が行う競争入札に参加しやすくなるなどの利点が生じることが考えられることから、設立要件の人的緩和が早期に図られるよう要望してきたものである。

この日は、議員連盟から保岡興治会長、太田誠一副会長、塩崎恭久幹事長、世耕弘成事務局長、柴山昌彦・石田真敏の両事務局次長にお集まりいただいて要望の趣意等を詳細に説明させていただいた。

25日

### 民主党との意見交換会

昨年末近くに民主党の衆参両院議員の先生方が土地家屋調査士制度推進議員連盟を設立いただいた。この日は党幹部・議員連盟役員の先生方と連合会役員との意見交換会として民主党本部で開催された。議員連盟から前田武志会長、藤井裕久顧問、中井治顧問、細川律夫副会長他の先生方へ出席いただき、土地家屋調査士の制度・業務の現状と若干の課題等についてお話をさせていただいた。席上、登記所備付地図の整備についてはその重要性から、掘り下げて検討してはどうだろうか、雇用創出という切り口からの検討も必要ではないだろうか、といったお話を頂戴する等、有意義な意見交換の場となった。

26日

### 石井一議員「第25回石井一を囲む朝食会」

早朝から大阪市内のホテルで石井一衆議院議員(民主党副代表)主催の朝食会(勉強会)に出席。この日は講師に亀井静香・衆議院議員を迎えての勉強会で、亀井・石井両議員から国政の動向等についての講演をお聞きした。

27日

### ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009

北海道ブロック協議会(会長・岡田恒男函館会長)では毎年地図・境界に関するシンポジウム(市民公開シンポ)を開催されている。この日はお招きをいただき参席させていただいた。この日の基調講演・報告者は東京大学・柴崎亮介教授と国土地理院北海道地方測量部・高橋英尚地理空間情報管理官のお二人。地理空間情報活用促進基本法を縦軸に、近年の測量・地図・地理情報活用の様々な進展を横軸に幅広い分野にわたってお話いただき、土地家屋調査士と地理空間情報の生成・利活用についても多くの示唆をいただいた。

28日

### 加古幸平氏 黄綬褒章受章祝賀会

早朝の便で札幌から関西国際空港経由で滋賀県草津市に移動。草津市内のホテルで開催の加古幸平氏黄綬褒章受章祝賀会に出席。加古氏は滋賀県土地家屋調査士会の会長として、また連合会監事として土地家屋調査士制度の発展に大きな貢献をいただいた方。この日は衆参両院議員、自治体の首長、調査士会関係からは西本名誉会長はじめ加古氏の交友の広さ、経歴の華々しさを物語るかのように、全国各地から多くの現・元役員がお祝いに駆けつけられ、盛大な祝賀会となった。全国の調査士を代表して祝意を表させていただいた。

3月2日

### 地籍シンポジウム in Tokyo

日調連研究所(所長・大星正嗣副会長)が主管して企

画を進めてきた連合会主催のシンポジウム「地籍シンポジウム in Tokyo～地籍に関する研究会の設立に向けて～」を都内市ヶ谷にあるアルカディア市ヶ谷(私学会館)を会場にこの日の午後開催。将来の地籍に関する学術研究会を組成することなどもこのシンポジウム開催の目的の一つである。民法改正に関する検討会の座長として超多忙の中を基調講演をお引き受けいただいた鎌田薫・早稲田大学大学院教授から「不動産物権変動と地籍」と題するお話を伺ったのち、安本典夫立命館大学法科大学院教授から「地籍調査の課題と今後の展開の方向」と題する基調報告をいただいた。続いて、鎌田教授をコーディネーターに小宮山秀史・法務省民事局地図企画官、安藤暁史・国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐、村田博史・京都産業大学大学院教授、阪本一郎・明海大学教授、磯崎泰博・日本司法書士会連合会理事、和氣猛仁・神奈川県宅建協会会長、下川健策・連合会副会長といったいずれも斯界を代表する錚々たる顔ぶれで進められた。会場には国土建設学院で研修中の法務省中央測量講習の受講者(各地域の法務局・地方法務局から派遣されている受講生)全員が上條勝也院長に引率されて参加いただく等、超満員の盛況となった。土地家屋調査士の制度と業務の充実のためにも、また我が国の地籍制度や地図整備・境界問題の解決のためにも継続的に職能団体である日調連が継続してシンポジウムを開催することの重要性を痛感した。

2～3日

### 平成20年度第2回全国ブロック協議会長会同

今年度第2回目となる全国ブロック協議会長会同を開催。構成員は各ブロック協議会長と連合会常任理事会メンバーであるが、この日は事業年度の終期を控えて、平成20年度連合会事業の進捗を報告するとともに、平成21年度事業の概要案等についても報告させていただき、多くのご提言やご示唆をいただいた。また、次回総会は連合会役員選挙の年でもあるが、直前理事会で結論を留保させていただいていた監事の選任の詳細についても連合会役員の推薦母体でもあるブロック協議会の会長としてのご意見をお伺いさせていただいた。

4日

### 「平成研究会セミナー」

自民党調査士制度推進議員連盟に所属されている衆参両院の先生方も多数構成員となっておられる政策集団「平成研究会」(津島派)のセミナーが都内のホテルで開催され出席。

5日

### 山崎拓議員 政経懇話会

### 大阪会名誉役員会

自民党の重鎮であり、同党調査士制度推進議員連



盟の顧問にご就任いただいている山崎拓衆議院議員の主宰される朝食会を兼ねた「山崎拓 政経懇話会」が都内のホテルで開催され出席。国政の動向等について約1時間、山崎先生のご講演をお聞きした。午後 名誉役員を仰せつかっている大阪土地家屋調査士会(市原一勲会長)恒例の名誉役員会に出席させていただいた。会務の現状をお伺いしたが、時節柄、ご自身の事務所経営も厳しい中を調査士制度の充実発展にご尽力いただいている役員諸兄に頭の下がる思いの会議であった。

## 6日

### 地籍シンポジウム in 滋賀 2009

このところ各地の調査士会やブロック協議会で精力的に市民にも公開されたシンポジウムを開催いただいている。この日は滋賀県土地家屋調査士会(中村秀紀会長)の主催による「地籍シンポジウム in 滋賀 2009」が滋賀県栗東市のホールで開催され招待いただき出席。メインテーマは「地籍イノベーション—高度地籍情報をもたらす新たな社会価値の創造」。立命館大学法科大学院の安本典夫教授による基調講演に続き安本教授と滋賀会会員ほかの皆さんによるパネルディスカッション等があり、勉強させていただくと同時に、単位会で開催するこのようなシンポジウムに年を追うごとに自治体の関係部門の職員の皆さんや市民の方々の参加が増えていることを嬉しく思った。

## 7日

### 杉山勇氏の黄綬褒章受章祝賀会

昨秋の褒章授与では5名の土地家屋調査士の方々が受章の栄に浴された。この日は長崎県土地家屋調査士会会長、日調連監事等として永年ご尽力いただいた杉山勇・長崎会名誉会長の黄綬褒章受賞を祝う会がハウステンボスのホテルを会場に盛大に開催された。杉山氏の永年の友人でもあるという北村誠吾・衆議院議員も駆けつけていただく等、九州各会はもとより、全国各地から友人・知人が参席され杉山氏の栄誉と喜びをともに分かち合った。

## 8日

### 待野貞雄氏の旭日小綬章を祝う会

褒章とともに毎年春秋の2回叙勲が行われるが、昨年秋の叙勲で連合会元副会長であり、東京会会長、関東ブロック協議会長などを歴任された待野貞雄氏が旭日小綬章の栄に浴された。東京土地家屋調査士会・東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、東京土地家屋調査士政治連盟の共催による祝賀会がディズニールランドに隣接のホテルで開催され参席。待野氏と私は連合会役員として机を並べた時期が長く、さらに永年開催が続けてきた都市圏協議会には大阪会役員と東京会役員という立場で参加させていただく等、長いお付き合いであり、公私

両面から嬉しい受章。全国18000余名の会員を代表して心からの祝意を表させていただいた。

## 10日

### 資産評価・担保機能研究会

午前 大阪会で監事等を歴任された茂博氏は会員番号3番という、文字通り生き字引のような先輩調査士であり、私も事務所もごく近くで、永年にわたって公私にわたりご指導いただいたが、過日亡くなられ葬儀に参列。温厚なお人柄で調査士制度へのご貢献いただいたことに感謝して合掌。夕刻からプライベートではあるが長年会員として参加している「資産評価・担保機能研究会」の勉強会が都内で開催され参加。この日は金融庁の幹部を講師にお招きし、現在国会で審議中の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の概要について勉強させていただいた。私の当日の勉強会の関心項目は、金融商品に関する紛争をADRの手法で解決する制度が法案に盛り込まれていること。法案では、新たに設置される予定の金融商品取引に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決機関と金融機関の間では、①苦情処理・紛争解決の応諾や②手続きにおける事情説明・資料提出、③紛争解決委員の提示する和解案(特別調停案)の尊重、などを含む契約の締結を義務付けている点である。境界紛争と金融商品取引に関する紛争とはその対象や土俵が異なるものの、民間ADRと行政ADRのそれぞれのありようやADRと裁判制度との関係など、多くのことを考えさせられた。

## 11日

### 国土建設学院に出講

年2回、国土建設学院が法務省から委託をうけ実施している法務省・中央測量講習の教室にお伺いし、境界に関する諸問題や現状、土地家屋調査士の制度と業務などをお話しさせていただいている。この日は午前中いっぱい、各法務局・地方法務局から半年間の講習を受講されている職員の方々に前に土地境界を巡る最近の動向・法整備や登記実務と境界確認の現場などをテーマにお話をさせていただいた。

## 13日

### 瀬口専務ほかと会務打ち合わせ

## 14日

### 難波さん結婚式

連合会事務局で登録事務担当職員として勤務いただいている難波藍子さんが都内の結婚式場で晴れの挙式。招待いただき瀬口専務、関根常任理事ほかの皆さんとお祝いの席に参席させていただいた。ご新郎は警視庁に勤務し、市民社会の安心・安全の確保に努めておられる警察官。おめでとうございます。



## お知らせ

# 「登記基準点」の商標登録について

(平成21年3月26日付け日調連発第442号、各土地家屋調査士会長あて 連合会長発お知らせ)

当連合会の会務運営につきましては、日頃ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、公共基準点の整備されていない地域等において一筆地測量の与点として使用するために設置した、いわゆる「登記基準点」を、不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱う措置につきましては、平成20年6月19日付け日調連発第72号をもって通知しましたとおり、法務省との照会回答を経て、現在、運用が開始されているところであります。

当連合会におきましては、全ての土地家屋調査士の業務における信用維持を図り、もって、不動産登記制度及び土地家屋調査士制度の発展に寄与すること、併せて依頼者の信頼に応えることを目的として、この土地家屋調査士が使用する「登記基準点」の名称を特許庁へ商標登録する手続を行ってまいりましたところ、この度、本月6日付け登録第5210391号をもって特許庁長官から、別添のとおり、商標登録証の送付がありましたので、この旨お知らせします。



商標登録証

## 愛媛会

### 教育界へのアプローチ —愛媛会の挑戦—

広報部長 松本浩二



『会報えひめ』第127号

愛媛県土地家屋調査士会では、平成20年度の事業計画として「教育界へのアプローチ」を掲げており、岡田会長自ら実践された愛媛大学での活動の一部をご報告させていただきます。

下記のような内容での講義が平成20年10月7日(火)から開始され、その後毎週火曜日には90分の不動産登記法の講義が開講されるため、事前の週末はその準備に追われる日々であったと伺ってい

ます。会長としての激務の中さらにこのような対応をされたのかと思うと頭が下がります。

まず、その内容は、

開講年度	2008年度
学 部	法文学部
学科・課程	総合政策学科
授業科目の区分	専門教育科目
対象学生	3回生以上
開講時期	後学期
単位数	2単位
授業科目名	不動産登記法
担当教員名	土地家屋調査士会会長 岡田潤一郎・司法書士 西山和敬
授業のキーワード	不動産登記法
授業の目的・到達目標	不動産取引および不動産登記にかかる知識を習得する
授業の内容・スケジュール	第1回 ガイダンス・講師紹介【岡田・西山】 第2回 不動産登記制度の概観【西山】 (登記の意義・登記の抗力、公信力) 第3回 表示に関する登記【岡田】 (登記の対象となる不動産) 第4回 表示の登記の調査実務【岡田】 第5回 土地に関する表示の登記とその手続き【岡田】 第6回 建物に関する表示の登記とその手続き【岡田】 第7回 土地制度と歴史的沿革【岡田】 第8回 筆界特定制度とADRでの取組み【岡田】 第9回 登記の種類と権利に関する登記【西山】 第10回 所有権に関する登記【西山】 第11回 担保権に関する登記【西山】 第12回 用益権に関する登記【西山】

受講生にかかわる情報	第13回 登記における実務の紹介【西山】
受講のルールにかかわる情報	第14回 不動産登記関連裁判事例の紹介【西山】
教材にかかわる情報	第15回 期末試験 法文学部総合政策学科学生及び聴講生 他の受講生に迷惑になる行為は欠席扱いとする 参考書・「新 不動産登記法のみちしるべ」小川勝久 (日本評論社2006)
評価にかかわる情報	期末試験で判定する

です。

前記の講座の中、岡田会長は第8回目の講義までが担当であり、その最終回にオブザーバー（年のいった学生？いや父兄？）として私も参加させていただきました。

毎回講義の開始時間が午後7時30分からであり、この時間からも勉強されるのかと思うと学生さんも大変だなあと感じつつ教室に入るなり、若い女子学生が多く一瞬圧倒されました。そんな中、岡田会長のすっかり手慣れた感じで「筆界特定制度とADRでの取組み」と題しての講義が開始されました。

受講する学生の数は、いままでの講義では70名から80名だった

のですが、当日は50名弱でした。講義の終了時間は9時を過ぎるのですが眠たい素振りを見せずほとんどの学生が熱心に聴き、メモっている姿には感心させられました。また、講義終了後には、教官である岡田会長のもとに寄り、質問している学生の姿にも触れ、私も云十年前の学生に戻ったような気持ちで講義を受講でき、岡田会長本当にお疲れ様でした。

最後に、愛媛大学で昨年本格的に毎週90分の不動産登記法の講義を行う運びとなった経緯についてご報告します。

これまで、岡田会長は、愛媛大学において不動産登記法関連の授業を非常勤講師として、数回講義

する機会があったそうです。常々、土地家屋調査士として社会に貢献することにより、少しでも土地家屋調査士制度また資格者である土地家屋調査士を社会にアピールすることはできないものかと模索しておられた岡田会長が、ひとつのキッカケから積み重ね続けられた結果が、本格的な講義の対応をするに至ったと思われます。

会員の一人として、土地家屋調査士としてもっと社会に貢献すべきでないか？また、一人の土地家屋調査士の力でも何か社会に役立つことはできないか？という意識を常に持ち続けることの大切さを改めて考えさせられました。





# LOOK NOW

## 「平成20年度第2回全国ブロック協議会会長会同」開催

平成21年3月2日(月)、3日(火)、全国8ブロック協議会会長が一堂に会し、平成20年度第2回全国ブロック協議会会長会同が開催されました。

1日目は「アルカディア市ヶ谷

(私学会館)」（東京都千代田区）において開催された「地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の設立に向けて～」に出席しました。

2日目は日調連会議室において

平成20年度の執行状況の報告が行われた後、平成21年度事業方針大綱(案)、事業計画(案)及び予算(案)等、第66回定時総会提案予定の議案等について説明が行われ、意見交換がなされました。

### 出席者

#### <各ブロック協議会>

関東ブロック協議会	関 延之会長
近畿ブロック協議会	安井和男会長
中部ブロック協議会	斉藤 忠会長
中国ブロック協議会	内木重治会長
九州ブロック協議会	西龍一郎会長
東北ブロック協議会	星 貞行会長
北海道ブロック協議会	岡田恒男会長
四国ブロック協議会	岡田潤一郎会長

#### <連合会役員>

松岡直武会長、下川健策・横山一夫・大星正嗣・小林庄次各副会長、瀬口潤二専務理事、竹谷喜文常務理事、関根一三・大場英彦・國吉正和・野地良宏・藤木政和各常任理事、小林昭雄理事(山田一博常任理事の代理)



### 速報

## 「地籍シンポジウム in Tokyo

### ～地籍に関する研究会の設立に向けて～」を開催!!

平成21年3月2日(月)、「アルカディア市ヶ谷(私学会館)」（東京都千代田区）において「地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の設立に向けて～」が開催されました。当日の来場者は約210名。

基調講演「不動産物権変動と地籍」鎌田薫氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)、報告「地籍調査の課題と今後の展開の方向」安本典夫氏(立命館大学法科大学院教授)に続き、パネルディスカッションでは地籍を多方面からアプローチする試みから法務省、国土交通省、学識経験者、実務家という構成で、地図作成の現状と課題、地籍の研究課題、地籍に関する教育現場の取組み、不動産取引現場

での地図の役割等々について活発な議論が交わされました。

詳細は5月号に掲載予定。



# ちようさし俳壇

第287回



銚杉 水上陽三

北ひらく先取りしたきこと尽きず  
柔らかき水輪を生めり牡丹雪  
新装の駅は片屋根二月逝く  
春の鯉悠々自適と人はいふ  
錆極め銚杉けぶる涅槃西風

雑詠 水上陽三選

岐阜 深谷健吾

鷹鳩と化して女神の胸豊か  
鳩と化す鷹に弓引く信長像  
師も大事同志も大事菊根分  
扁額の厳しき遺語や寒の寺  
紅梅の扉より覗く先斗町

愛知 清水正明

桜散る奉安殿のありし処  
花咲くやたまに音するスケルトン  
子の名前違へて呼びぬ蓮如の忌  
ジープの穴や春深む  
神島の社に消ゆる渡り蝶

東京 黒沢利久

長男の吉報ひとつ弥生来る  
遠に見る父の面差麦を踏む  
お彼岸の電車これより単線へ  
春の雨武道館まで桜の木  
坂いくつ越えたる先の春の海

岐阜 堀越貞有

どこまでが本音なのかと春炬燵  
雪掻きを日課とせしか白川郷  
なに植えるあてなど無くして畑返す  
どか雪や客もまばらな朝の市  
女高生のルーズソックス春兆す

茨城 島田操

屋敷守る高生垣の芽吹きかな  
満員のロープウェイや山笑ふ  
啓蟄や起す畑の土ゆるむ  
漂ふは撒き餌の名残鳥帰る  
旅帰りの妻を待つ駅日脚伸ぶ

埼玉 井上晃一

菩提寺の庭はみ出して植木市  
白蝶や白蝶を舞ふ風しずか  
雛飾り絵図を見ながら子が指図

## 今月の作品から

深谷健吾

紅梅の扉より覗く先斗町

先斗町は、京都鴨川の西岸、三条と四条の間の色町である。折りしも堀越に咲く紅梅があたりをほのかに染めている。通り掛った作者が扉の隙間から中を覗いている。紅梅に色町の雰囲気象徴させている艶のある一句と言える。

清水正明

桜散る奉安殿のありし処

奉安殿は戦前の小学校などに、両陛下のご写真、教育に関する勅語などの保管場所、鉄筋コンクリートなど耐火的な、しかも独立した小さな建物であった。祝祭日には全生徒の拝礼する中を校長が恭しく奉持して祝典の行われる講堂へ移された光景がいまだに脳裏に蘇ってくる。戦後この建物のほとんどが撤去されてしまったが、散りかかる桜の辺りに往時をしのんで懐かしがっている作者である。

黒沢利久

長男の吉報ひとつ弥生来る

弥生は旧暦の三月であるが、ただ今では三月として多く用いられている。果たして長男の吉報とは何なのか不明であるが、不明であるゆえに様々な吉報が想像できる。大学の合格か、或いは就職か、結婚話かと果てしなく広がっていく。

十七音の俳句の宿命を、「吉報ひとつ」の七音だけで余すところ無くカバーしているのである。

堀越貞有

どか雪や客もまばらな朝の市

同時発表の句に白川郷の句があるので、白川の陣屋近くの朝市であろう。この句の難点、どか雪と客もまばらという因果関係であるが、観光化された朝市でたとえ雪が降っても止められない当事者たちの苦勞もしのばれ、作者にして見れば非日常的な俳句なのでそれなりに評価したい。

入場無料

# Geoinformation Forum Japan 2009 予告

■会場: パシフィコ横浜  
 ■主催: (社)日本測量協会  
 (社)全国測量設計業協会連合会  
 (中)日本測量機器工業会  
 (財)日本測量調査技術協会  
 ■後援(予定): 国土交通省/経済産業省/総務省/文部科学省  
 ■協賛: 日本土地家屋調査士会連合会/関係諸団体及び出展企業



## 地理空間情報フォーラム 2009

— 広がる測量の世界 —

6月17日(水) 18日(木) 19日(金)

### スケジュール(予定)

このスケジュールおよび表題は予定であり、今後、変わる可能性があります。

	アネックスホール			展示ホールB・他	
	F201・F202	F203・F204	F205・F206		
6月17日(水)	午前	■測位 産学官連携によるひろがる衛星測位	■技術発表会 表示登記制度研究発表会 地籍測量の生産現場— 登記測量の視点から— ■学生フォーラム	■技術発表会 応用測量技術 研究発表会	■開会式 (テープカット) 地理空間情報システム展 — 測量・設計の更なる発展へ向け — ・新製品と新技術の展示 ■関連展示 ・関連機関による技術展示 ・大学などにおける測量・地理空間情報分野の研究成果の展示 ・関連図書などの展示 ・他 ※日調連から出展する予定です
	午後	・電子基準点関連 ・準天頂衛星 ・シームレス測位関連	■地理空間情報・GIS ISO/TC211 LADM (土地管理領域モデル) における地籍業務の標準化と各省連携	■技術発表会 English Technical Session	
6月18日(木)	午前	■測量 知っ得! 測量時事情報セミナー 「地方業者の生きる道」	■地理空間情報・GIS 交通事業における地理空間情報の活用 ■特別講演 東京の原風景を探る～現代に蘇る江戸絵図の世界～	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会	■来場者参加イベント ・測量コンテスト ・測量クイズ ・距離を測る体験コーナー ・横浜開港150周年記念ウォーキング ■企画展 ・映画「鶴岳 点の記」 ・「gコンテンツの世界」
	午後		■測量 デジタルカメラを用いた写真測量の活用 ■設計・調査・建設 コンサルタント 建設コンサルタント分野における地理空間情報に関する次世代ビジネスの展望 ■測量 さまざまな施設維持管理への挑戦— 測量設計業の役割 —	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会	
6月19日(金)	午前	■測量 新準則の下での 測量成果電子納品 ■地理空間情報・GIS 公共測量から基盤地図情報へ— 整備から流通へ—	■技術発表会 ・測量調査技術発表会 ・測技協ワークショップ	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会	
	午後	■地理空間情報・GIS 地方自治体統合型GIS関連			

6月17日には日本土地家屋調査士会連合会が企画するプログラムが行われます。  
 ①表示登記研究発表会「地籍測量の生産現場— 登記測量の視点から—  
 ②パネルディスカッション「ISO/TC211 LADM(土地管理領域モデル)における地籍業務の標準化と各省連携」

## Geoinformation Forum Japan 2009 EXHIBITION

# 地理空間情報システム展 2009

— 測量・設計の更なる発展へ向け —



併催: (社)日本写真測量学会 平成21年度年次学術講演会



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 21 年 2 月 2 日付

東京	7528	高槻	明範	神奈川	2827	清水	寛志
埼玉	2429	武居	弘治	埼玉	2430	浅海	剛次
埼玉	2431	大島	賀行	埼玉	2432	大澤	和仁
埼玉	2433	萩原	史彦	埼玉	2434	三浦	浩幸
栃木	882	大谷	佳史	静岡	1668	池谷	健
静岡	1669	長田	卓也	静岡	1670	澤登	均
静岡	1671	清水	啓之	静岡	1672	匂坂	哲次
長野	2541	北城	弘幸	長野	2542	佐々木	英二
新潟	2153	西村	斉	大阪	3055	岡田	浩紀
大阪	3056	新井	健仁	大阪	3057	西田	達哉
大阪	3058	流王	英樹	京都	808	朝稲	敏彦
兵庫	2344	松本	順三	兵庫	2345	河嶋	哲也
兵庫	2346	福岡	信隆	岐阜	1197	井上	幹浩
富山	487	関川	潤一	広島	1801	大石	克己
岡山	1329	眞田	太	岡山	1330	岩田	央之
福岡	2144	高山	和行	福岡	2145	梅崎	寿幸
福岡	2146	山田	重康	佐賀	529	石丸	隆幸
岩手	1120	千葉	博幸	秋田	1016	高谷	博幸
札幌	1136	浅野	裕士	札幌	1137	蔦森	裕彦

平成 21 年 2 月 10 日付

東京	7529	西村	恵介	東京	7530	岸	彰
神奈川	2828	森	忠雄	神奈川	2829	佐伯	裕介
神奈川	2830	小田	靖	埼玉	2436	渡邊	充彦
埼玉	2437	工藤	聡	静岡	1673	塩月	三智徳
愛知	2698	富田	昌也	愛知	2699	吉田	直人
愛知	2700	渡辺	創	愛知	2701	棚瀬	慎也
三重	849	小倉	永義	岡山	1331	増井	順一
福岡	2147	浅田	徹	福岡	2148	濱岡	正治
大分	803	渡邊	純一	鹿児島	1017	水俣	修一
宮崎	769	岩野	辰也	福島	1437	菅野	貴弘
釧路	338	長岡	秀和				

平成 21 年 2 月 20 日付

東京	7531	仲村	文秀	神奈川	2831	小林	大輔
神奈川	2832	遠藤	篤	山梨	374	川端	誠
石川	640	野田	清美	広島	1802	宮本	真光
岩手	1121	千葉	まり子	愛媛	817	金谷	朗

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 11 月 9 日付 大阪 1343 横谷真一郎

平成 20 年 12 月 4 日付 福島 640 坂本 辰正

平成 20 年 12 月 8 日付 埼玉 436 新藤 武三

平成 20 年 12 月 12 日付 広島 1404 檜山 好美

平成 20 年 12 月 13 日付 広島 1297 喜花 洋之

平成 20 年 12 月 21 日付

三重 724 浦田 源生 福岡 1301 入江 守也

平成 20 年 12 月 23 日付 宮城 870 我妻 正彦

平成 20 年 12 月 25 日付 茨城 243 渡辺 治

平成 20 年 12 月 27 日付 新潟 48 桑原 清作

平成 20 年 12 月 28 日付 山形 289 南齋 信一

平成 20 年 12 月 31 日付 広島 588 有場 正矩

平成 21 年 1 月 5 日付 兵庫 1014 平塚 勇

平成 21 年 1 月 7 日付 茨城 917 浅野 進

平成 21 年 1 月 8 日付 広島 285 上中 敏男

平成 21 年 1 月 10 日付 大阪 35 赤坂 和之

平成 21 年 1 月 22 日付 埼玉 947 小林 隆夫

平成 21 年 2 月 2 日付

東京 5282 坂内 光三 東京 6786 芦田 孝子

神奈川 1421 菱沼 理 千葉 1708 沖 恭弘

大阪 1431 溝口 浪夫 兵庫 1767 佐貫 勝

兵庫 2337 田代 正幸 広島 93 松原 恒

宮城 314 高橋 忠 香川 173 多田 孝

平成 21 年 2 月 10 日付

東京 4850 荒川 信吾 東京 5312 関川 政昭

東京 5896 星 力三 東京 7362 村里 潤

群馬 545 山下 孝治 山梨 101 荒川 亀

京都 452 山内 康之 奈良 154 西川 重昭

広島 1444 山本 正博 宮崎 587 松浦 正展

平成 21 年 2 月 20 日付

埼玉 1231 大島 恵一 千葉 1997 渡邊 透

群馬 611 奥原 義登 兵庫 2082 松本 昌幸

三重 729 杉野 壽茂 岐阜 1037 井上 邦一

広島 807 梅田 正 広島 1553 増田登志己

香川 435 長谷川宏二

2月

18～19日

第8回総務部会

<協議事項>

- 1 平成20年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 研修制度基本要綱等の一部改正等について
- 3 神奈川県土地家屋調査士会則の一部改正に係わる事前照会の対応について
- 4 土地家屋調査士の低価格業務委託契約に関する照会の対応について
- 5 使用人調査士に関する照会の対応について
- 6 地役権図面の作成者について
- 7 懲戒事例、注意勧告等に関する調査と分析について
- 8 土地家屋調査士倫理規程(案)について
- 9 土地家屋調査士登録事務システムの開発について
- 10 連合会事業及び財務等の情報公開に関する規則(案)について
- 11 会館維持管理規程(案)について
- 12 その他

19日

第11回常任理事会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び土地家屋調査士新人研修実施要領の改正について
- 2 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する規則の制定について
- 3 平成20年度第2回全国ブロック協議会長会同の対応について
- 4 第6回理事会の審議事項及び協議事項の対応について
- 5 完全復元伊能大図全国巡回フロア展への参画について

19～20日

第6回理事会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び土地家屋調査士新人研修実施要領の改正について
  - 2 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する規則の制定について
  - 3 平成20年度第2回全国ブロック協議会長会同の対応について
  - 4 完全復元伊能大図全国巡回フロア展への参画について
  - 5 平成21年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)及び同予算(案)について
  - 6 連合会各種会議の予定(平成21年2月～6月)について
- 第6回理事会業務監査

20日

第5回認証局運営委員会

<協議事項>

- 1 日調連特定認証局更新認定に係る規程等について
- 2 平成22年度以降の予算(案)について
- 3 XML土地所在図等作成ソフトの売買契約について

21～22日

ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会

第1日(2/21)

開会の挨拶

連合会長挨拶

講義：「土地境界紛争はADR機関で解決するか」

グループ研修実施に当たっての説明

グループ研修：「紛争解決へ向けての代理人の役割」

(受講者10班編成)

第2日(2/22)

講演1：「リーガルカウンセリングの基礎」

講演2：「土地家屋調査士倫理について」

グループ研修の成果発表・質疑応答

講評

閉会の挨拶

26日

第1回筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に係るブレインストーミング

27日

第6回認証局運営委員会

<協議事項>

- 1 平成22年度以降の予算(案)について

3月

2日

地籍シンポジウム in Tokyo

1 開会の挨拶

2 連合会長挨拶

3 講演 「不動産物権変動と地籍」

4 報告 「地籍調査の課題と今後の展開の方向」

5 パネルディスカッション

「日本の地籍制度の現状と課題」～地籍に関する研究会の設立に向けて～

6 閉会の挨拶

2～3日

平成20年度第2回ブロック協議会長会同

<協議事項>

- 1 第66回定時総会提出議案について
  - (1) 土地家屋調査士倫理規程の制定について
  - (2) 監事の選任等について

- (3) 平成21年度事業方針大綱(案)及び平成21年度事業計画(案)について  
(4) 平成21年度概略予算(案)について

#### 10日

第11回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 3 地理空間情報フォーラム2009について
- 4 筆界特定パンフレットの作成について
- 5 日本マンション学会大阪大会における「PR展示」について
- 6 平成21年度広報部予算(案)について

#### 11日

公嘱登記受託法人に関するPT会議準備会議

<協議事項>

- 1 第1回PT会議の運営等について
- 2 その他

#### 11～12日

第7回業務部会

<協議事項>

- 1 平成20年度業務実態調査結果を日調連ホームページに掲載することについて
- 2 業務実態調査の今後の方向性について
- 3 平成21年度事業計画(案)及び予算(案)の作成について
- 4 オンライン登記推進室との連携について
- 5 その他

#### 11～12日

日調連データセンター及び日調連技術センター合同会議

<協議事項>

- 1 日調連技術センター及び日調連データセンターについて
- 2 登記基準点設置作業事例集の作成について
- 3 その他

#### 12～13日

第9回総務部会

<協議事項>

- 1 第66回定時総会提出議案について
- 2 平成21年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 3 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備について
- 4 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援について
- 5 懲戒事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析について
- 6 「土地家屋調査士倫理規範」の啓発について
- 7 情報公開に関する事項について
- 8 会館の維持管理に関する事項
- 9 その他

#### 13～15日

第4回土地家屋調査士特別研修 集合研修・総合講義





# ブロック新人研修修了者

平成20年度近畿・九州ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

## 近畿ブロック協議会 (84名)

### 大阪会 (30名)

真嶋 敦士	福嶋 英彰
平尾 世希夫	湊谷 弘行
塩賀 崇史	富田 博文
吉松 孝和	森口 健志郎
上田 智章	谷口 靖
雨堤 信介	梅本 篤志
山本 照夫	今村 健太郎
黒下 寛泰	阪本 征仁
世良 宣茂	丹生 伸郎
峯 多良	塩田 征司
松本 博樹	榎本 一代彦
吉田 孝信	伊藤 喜彦
園尾 いこひ	吉沢 淳之介
流王 英樹	新井 健仁
西田 達哉	岡田 浩紀

### 京都会 (18名)

霜出 清澄	中出 博之
清水 建宏	山崎 春樹
波多野 善士	西原 隆之
西條 宗夫	三井 明典
内田 統	生垣 昌良
廣瀬 友人	柿添 英男
宮本 幸二	盛田 尚樹
有田 大介	中村 哲也
塩崎 昌宣	西村 保範

### 兵庫会 (25名)

佐伯 武彦	西口 徹
吉中 健人	廣田 隆徳
小寺 澤文明	稲澤 公義
北川 昌彦	吉良 朋浩
春名 英信	釜江 健太
前田 博行	井本 秀典
石塚 利之	古定 徹
安西 輝貢	小幡 秀典
青木 茂之	頼久 広季
川崎 勝巳	宮本 多真
松本 順三	河嶋 哲也
福岡 信隆	部屋 昇
内堀 哲也	

### 奈良会 (4名)

瀬野 郁宣	池田 洋
山本 増博	川内 康範

### 滋賀会 (3名)

田中 敏也	伊藤 陽介
川瀬 仁	

### 和歌山会 (4名)

小倉 卓司	秋月 圭
長岡 史郎	栗原 裕志

## 九州ブロック協議会 (42名)

### 福岡会 (10名)

倉光 高志	荻野 清
小山田 宗夫	村上 紀章
秀島 昌孝	丸山 知英
梅崎 寿幸	鹿島 浩太郎
斉藤 涉	高山 和行

### 佐賀会 (2名)

石丸 隆幸	藤田 寿一
-------	-------

### 長崎会 (5名)

山下 武司	前田 明俊
田口 康之	野村 健一
松本 廣行	

### 大分会 (6名)

羽野 福美	宮田 忠美
田邊 信康	渡邊 純一
甲斐 大	芦刈 泰

### 熊本会 (2名)

池崎 敏	山口 敏行
------	-------

### 鹿児島会 (7名)

弥栄 大作	野崎 真也
櫛木 剛	濱田 修一
水俣 修一	本村 優介
福永 新作	

### 宮崎会 (6名)

殿所 大幸	川崎 雅人
森 映二	古川 英明
岩野 辰也	近藤 浩之

### 沖縄会 (4名)

内間 安次郎	前田 克也
小嶺 良信	神谷 護

(順不同・敬称略)

計 126名



土地家屋調査士の本棚

〔日調連推薦〕地震大国日本に生きる者にはもちろんのこと、災害からの復旧・復興に土地家屋調査士がその専門性を活かし社会貢献するための参考の書として推薦します。



A5判 200ページ  
定 価(税込)：2,100円  
割引価格(税込)：1,890円  
出 版 社：クリエイツかもがわ

## 世界と日本の災害復興ガイド

兵庫県震災復興研究センター／「世界と日本の災害復興ガイド」編集委員会／塩崎賢明・西川榮一・出口俊一◎編

### 内 容

災害多発時代の現在、復旧・復興に有用な情報満載。  
復興への備えこそ「減災」につながる！  
阪神・淡路大震災から一貫して災害復興のあり方を研究・提言してきた編者と、世界と日本の災害復興の現場を歩いてきた専門家による災害復興のためのガイドブック。  
行政・学校・企業の防災担当者必携。

### 申 込 方 法

- 申 込：下の申込書に明記の上、申込先へFAX・E-mail・郵便のいずれかにてお申込みください。割引いたします。  
※在庫切れの場合もございますのでお問い合わせください。
- 送 付：ご注文確認後、郵送させていただきます。  
※送料はご注文確認の際にお知らせいたします。
- 支 払：納品時同封の郵便振込用紙にてお振込みください。

### お問合せ・申込先

兵庫県震災復興研究センター  
〒650-0027 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201号  
電話：078-371-4593 FAX：078-371-5985  
Eメール：td02-hrq@kh.rim.or.jp URL：http://www.shinsaiken.jp/  
※e-mailの“@”を半角にしてお使いください。

兵庫県震災復興研究センター 行 FAX:078-371-5985

申込書<土地家屋調査士の本棚専用>			
書 名	割引価格(税込)	送 料	申 込 数
世界と日本の災害復興ガイド	1,890 円	注文確認時にお知らせします。	冊
お届け先 住 所	(〒 — ) (お支払は書籍に同封の振込用紙をご利用ください。)		
(フリガナ) 氏 名			
TEL	—	/ FAX	—

《個人情報の取り扱いについて》

お申込みいただいた個人情報は厳正な管理下で安全に保管し、事前のご承諾なしに第三者に提供することはありません。

# 国民年金基金は4月から 加入しやすくなりました!

～1口目の年金・掛金額が引き下げられ、2種類の有期年金が新設されました～



土地家屋調査士国民年金基金

## 平成21年4月から商品設計が見直されました

国民年金基金は、昨年度、5年に一度の財政検証を行い、今年4月から掛金の見直し等が行われました。今月号では、見直された概要についてご紹介します。

4月から掛金の見直しのほかに、加入単位の小口化（1口目の年金と掛金額の引き下げ）が行われ、より加入しやすくなりました。具体的には以下の通りです。また、2口目以降の確定年金に60歳から支給開始となる2種類の型が新たに追加され、自分の老後の生活設計にあった年金の選択がしやすくなりました。

### ■ 掛金月額表

#### 男性（抜粋）

（単位：円）

給付の型 加入時年齢	1口目			2口目以降							
	終身年金			終身年金		確定年金					
	A型	B型		A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
20歳0月	年金月額 (基本額) 2万円	6,350	5,550	年金月額 (基本額) 1万円	3,175	2,775	2,325	1,615	2,535	1,760	920
24歳1月～25歳0月		7,620	6,670		3,810	3,335	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
29歳1月～30歳0月		9,320	8,190		4,660	4,095	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
34歳1月～35歳0月		11,740	10,340		5,870	5,170	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
39歳1月～40歳0月	年金月額 (基本額) 1万5千円	11,535	10,200	年金月額 (基本額) 5千円	3,845	3,400	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
44歳1月～45歳0月		16,125	14,310		5,375	4,770	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
49歳1月～50歳0月	年金月額(基本額) 1万円	16,910	15,080		8,455	7,540	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430
50歳1月以上	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。										
		16,910	15,080		8,455	7,540	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430

#### 女性（抜粋）

（単位：円）

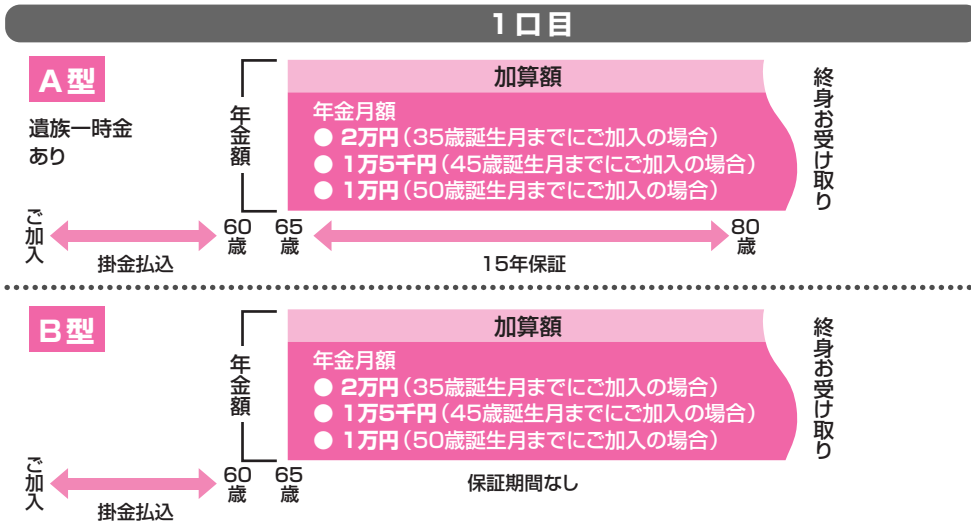
給付の型 加入時年齢	1口目			2口目以降							
	終身年金			終身年金		確定年金					
	A型	B型		A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
20歳0月	年金月額 (基本額) 2万円	7,360	7,000	年金月額 (基本額) 1万円	3,680	3,500	2,325	1,615	2,535	1,760	920
24歳1月～25歳0月		8,830	8,400		4,415	4,200	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
29歳1月～30歳0月		10,810	10,300		5,405	5,150	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
34歳1月～35歳0月		13,600	12,970		6,800	6,485	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
39歳1月～40歳0月	年金月額 (基本額) 1万5千円	13,365	12,765	年金月額 (基本額) 5千円	4,455	4,255	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
44歳1月～45歳0月		18,675	17,865		6,225	5,955	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
49歳1月～50歳0月	年金月額(基本額) 1万円	19,560	18,760		9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430
50歳1月以上	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。										
		19,560	18,760		9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430



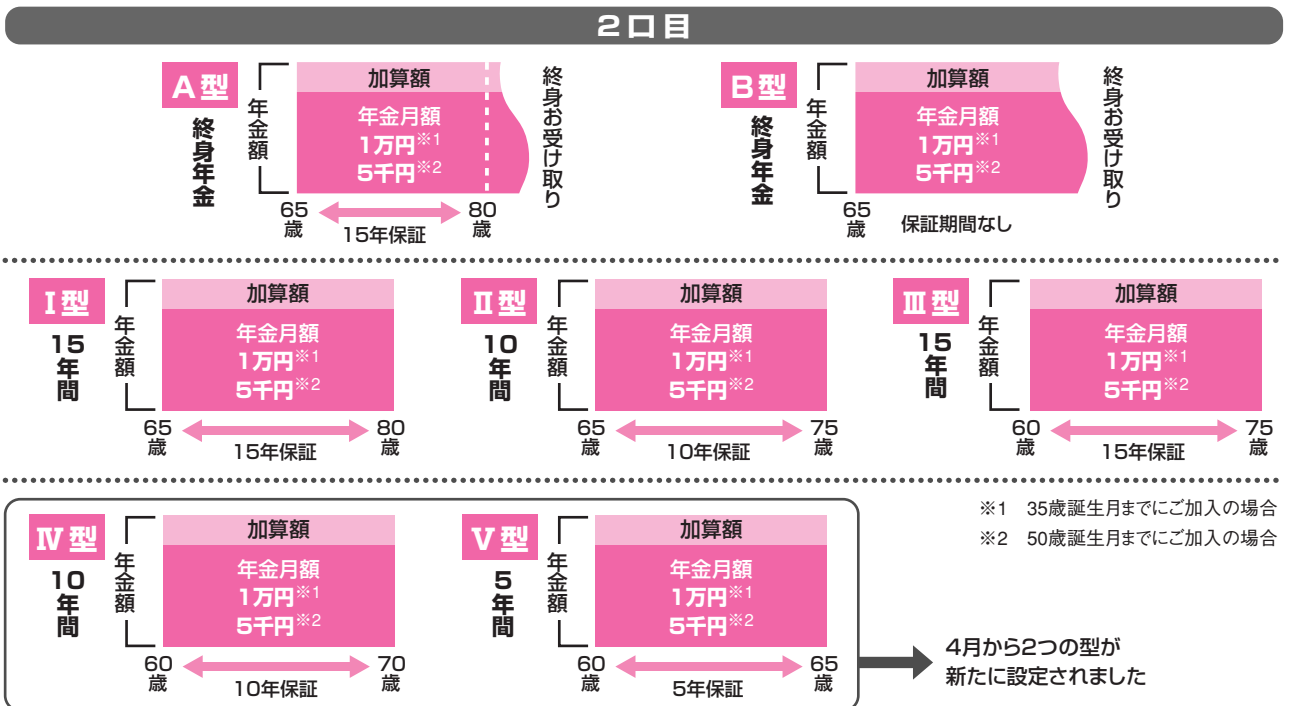
# あなたにあった年金を7つの型から選択して組み合わせを

4月からはこれまでの5つの型に加え、60歳から年金を受けられる、確定年金のⅣ型（10年）とⅤ型（5年）の2つの型が新たに設けられ、より自分にあった年金設計が可能になり、加入しやすくなりました。

## ■ 1口目の年金



## ■ 2口目の年金



※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクーポンカード(1000円)を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

## 土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！  
いますぐアクセス！！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

# 土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

## 発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

### ■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

# 境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

## 第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

## 第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

## 第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

## 第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る  
鑑定事例1～鑑定事例6

### ■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入  
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

## 書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)	部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）	セット
所属会名	
氏名	
送付先	〒
TEL	

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。



## ① お知らせ

### 土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

#### ○法務省告示第96号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成21年2月26日

法務大臣 森 英介

名称	主たる事務所
岩手県土地家屋調査士会	盛岡市中野一丁目二〇番三三号

#### 編集後記

○内閣府が去る3月21日『総合法律支援』に関する世論調査結果を発表しました。それによると2006年に設立された「法テラス」の認知度は28.1%であった。2009年度予算案では運営費262億円を計上。このうち“内容まで知っている”のは9.5%、“実際に利用した”のは1.4%等の数字が発表されました。

○第4回土地家屋調査士特別研修が実施され、今回受講者として参加させていただきました。

平成21年1月30日（金）、31日（土）、2月1日（日）から開始された基礎研修では高知県土地家屋調査士会館3階の会議室にてDVDによる視聴研修。その後、集合研修までに参加者10名でグループ1班を組成してのグループ研修として15時間以上を実施。答弁書、申立書と不慣れな書類の作成を行い、3月13日（金）～15日（日）と3日間集合研修と総合講義受講のため愛媛県土地家屋調査士会館へと出向く。担当講師となった愛媛弁護士会の原本弁護士の熱意ある講義を拝聴。処分権主義、弁論主義、要件事実、証書としての添付書面の考察等、提出した答弁書、申立書の記載を評価しながら語られました。

受講した所感として、『代理業務』に係る自己の認識が甘かったことを感じました。

※さて、土地家屋調査士の業務に関する次の1から4までの記述のうち、誤っているものを選んでください（過去問題から抜粋）。

1) 認定土地家屋調査士は、弁護士が同一の依頼者

から受任していない事件についても、民間紛争解決手続についての相談業務を行うことができる。

2) 認定土地家屋調査士が、弁護士が同一の依頼者から受任している事件について民間紛争解決手続代理関係業務を受任したときは、民間紛争解決手続の申立てをするしないにかかわらず、依頼者の紛争の相手方と和解のための交渉を行うことができる。

3) 認定土地家屋調査士が民間紛争解決手続についての代理業務を行うことができるのは、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限るが、その民間紛争解決手続において開かれる期日に出席し、依頼者の代理人として意見を述べることは、単独ですることができる。

4) 認定土地家屋調査士は、同一の依頼者から民間紛争解決手続代理関係業務及び表示に関する登記の申請手続の代理を受任し、依頼者の秘密を知った場合には、その秘密が民間紛争解決手続代理関係業務に関するものであるか表示に関する登記の申請手続に関するものであるかを問わず、正当な理由なくその秘密を他に漏らしてはならない。

○『法テラス』の認知度不足を考えたとき、境界問題相談センターも全国で36会が運営されています。業務執行に予算処置は欠かせませんが、『ADR認定土地家屋調査士』の取り組みも含め、内外広報活動の必要性を感じるのです。

## 土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>◎</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円

送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ & A形式で説明します。

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

**Q2.** どうすればICカードを取得できるの？

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



## 【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

## 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、ICカードの発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

### ① ICカード利用申込

ICカード利用申込書の発送は次の2通りの方法で行っております。

#### 【通常発送】

新入会員の皆様に、順次連合会からICカード利用申込書を送付しております。

なお、連合会がICカード利用申込書を送付し、会員の皆様がICカードを取得するまでの流れについては、「ICカードを取得するまでの流れ」をご参照ください。

#### 【希望者枠発送】

詳細は、「ICカード利用申込書の希望者配布について(iii ページ)」をご参照ください。

### ② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iii ページ)」をご参照ください。

また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(iv ページ)」をご参照ください。

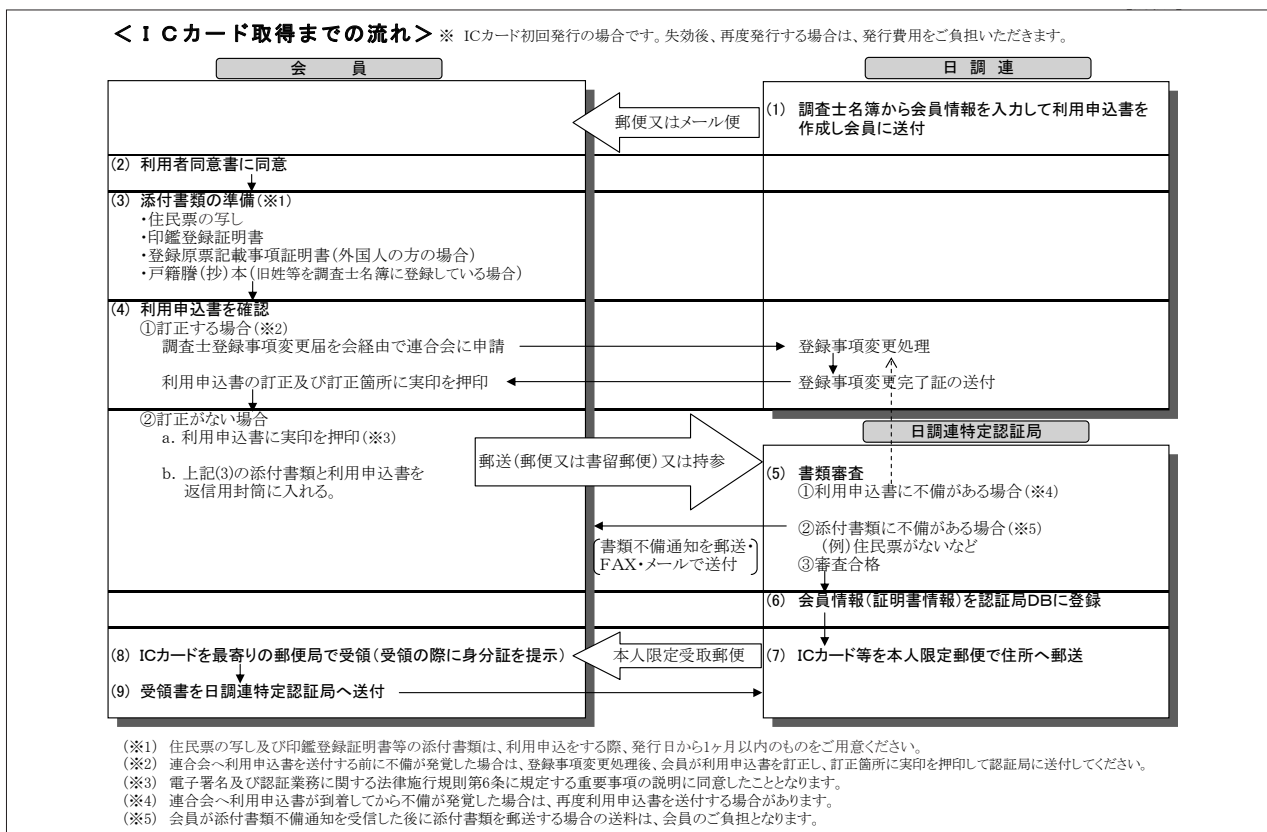
### ③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「ICカードの再発行に係る案内について(お願い)(iv ページ)」をご参照ください。

## ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。(平成18年1月現在)





## ICカード利用申込書の希望者配布について

希望者枠発送については、下記の要領により联合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

記

### 【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059)及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にてお申し込みください。

- 所属会名      ○ 所属支部名      ○ 登録番号(半角)      ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入)      ○ Mail (半角)      ○ Tel (半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

## ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書  
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。
- ③ 受領書返送用封筒
- ④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



### 【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

## <受領書記載要領>

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
  - ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
  - ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)
- ※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

### (1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

### (2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

### (3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

## ICカードの再発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成21年2月末日現在で10,203枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、日調連認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいたことから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目以降の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」とおり費用負担をいただくこととしております(日調連認証局HP([http://www.chosashi.or.jp/repository/n\\_kisoku.pdf](http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf))に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしくお願いします。

### 再発行に係る費用及び支払い方法について

#### 1 振込金額(証明書1枚当たり)

- ・H18.1月～H23.12月 : 5,000円(税込)
- ・H24.1月以降 : 10,000円(税込)

#### 2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁  
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

#### 3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		